

受託研究 成果報告書

『保育要領』（1948）・『幼稚園教育要領』・『保育所保育指針』の成立と継承

—背景理論と子ども観・「保育」「教育」観に着目して—

委託者：公益社団法人 全国私立保育連盟保育・子育て総合研究機構国際委員会

お茶の水女子大学

松島 のり子

## 目次

序章	1
第1節 研究に至る経緯	1
第2節 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の制度的位置づけ	2
第3節 内容・構成と方法	4
第1章 『保育要領—幼児教育の手びき』の成立とその特徴	6
第1節 『保育要領』の概要	6
第2節 『保育要領』の作成に携わった人びと	7
第3節 『保育要領』の特徴	8
第2章 『幼稚園教育要領』（1956年）の成立とその特徴	13
第1節 『幼稚園教育要領』（1956年）の概要	13
第2節 『幼稚園教育要領』（1956年）の作成に携わった人びと	14
第3節 『幼稚園教育要領』（1956年）の特徴	16
第3章 『幼稚園教育要領』の改訂とその特徴	19
第1節 「幼稚園教育要領」（1964年）—第1次改訂の概要	19
第2節 「幼稚園教育要領」（1964年）の作成に携わった人びと	20
第3節 「幼稚園教育要領」（1964年）の子ども観・「教育」「保育」観	21
第4章 『保育所保育指針』（1965年）の成立とその特徴	24
第1節 前史—『保育所運営要領』『保育指針』	24
第2節 『保育所保育指針』（1965年）の概要	25
第3節 『保育所保育指針』（1965年）の作成に携わった人びと	27
第4節 『保育所保育指針』（1965年）の特徴	28
第5節 『保育所保育指針』（1965年）にみられる子ども観	30
終章	33

参考文献

卷末資料

## 序章

### 第1節 研究に至る経緯

本研究の目的は、日本において戦後策定された、『保育要領』（1948）および『幼稚園教育要領』（1956）、『保育所保育指針』（1965）の成立について、その成立を支えた背景理論と、どのような子ども観、「保育」「教育」観がもたれていたのかを明らかにすること、そして、その後の改訂（定）を経るなかで、何が継承され、何が継承されなかったのかを分析することである。

戦後まもない1948（昭和23）年に刊行された『保育要領』は、幼稚園と保育所が異なる制度に位置づけられたなかで、幼稚園と保育所、そして家庭での保育を想定した内容で構成されていた。その後、1956年に『幼稚園教育要領』が作成され、保育内容の面でも分岐して二元体制がとられるようになる。1965年には『保育所保育指針』が作成され、その後はとくに幼児の教育に関する内容面で共同していく方針をとりながら、それぞれが改訂（定）を重ねて現在に至っている。

2023（令和5）年にこども家庭庁が創設されたことにもない、幼稚園は文部科学省の所管で継続したまま、保育所と認定こども園はこども家庭庁の所管に変わった。ただし、保育所と認定こども園も、制度上の位置づけは変わらない。そのうえで、保育内容に関する事項については、「整合性の確保」に配慮しなければならないこと、そのため担当大臣間で「協議しなければならない」ことが法律上に明記された<sup>1</sup>。幼稚園と保育所、そして認定こども園の制度はそれぞれに維持しながら、保育内容の整合性を図ることで、子どもに等しく保育・幼児教育を保障する考えが政策実施の背景に看取される。

そうしたなかで、2023年12月22日には、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（以下、「育ちビジョン」とする）が、「こども大綱」や「こども未来戦略」とともに閣議決定された<sup>2</sup>。「育ちビジョン」は、「社会全体の認識共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進するための羅針盤として」定められ、こども家庭庁がめざす「こどもまんなか社会」の実現を強力に牽引することが期待されている<sup>3</sup>。そして、「（1）

---

<sup>1</sup> 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（2022年6月22日法律第76号）により、学校教育法、児童福祉法が一部改正され、新たな条文が加えられた。児童福祉法第45条第3項には、「小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続にも配慮しなければならない」ことが明記された。

<sup>2</sup> こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」  
[https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo\\_sodachi](https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi) 最終閲覧 2025/01/11。

<sup>3</sup> 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」2023年12月22日、2-3頁。

こどもの権利と尊厳を守る」「(2)「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める」「(3)「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える」「(4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする」「(5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す」という5つのビジョンが掲げられた<sup>4</sup>。これらは、幼稚園、保育所、認定こども園をはじめ公的保育の場における実践に臨む際にも、基盤として機能し得るものと考えられる。

こうした動きがみられるなかで、こんにちの「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に連なる歴史を遡ってみることは、保育の場で日々脈々と積み重ねられてきた子どもを育む営みを支えてきたものをたどることであり、これからの保育を考えるうえでも基盤の一端を成すと考えられる。

それでは、1948年の『保育要領』、1956年の『幼稚園教育要領』、1965年の『保育所保育指針』について、これらの作成は、どのような背景理論に支えられていたのか。また、どのような子ども観、「保育」「教育」観に基づくものであったといえるのか。一連の歴史的経緯に関して、最初の作成あるいは改訂においては、誰が携わって知恵を出し合い、作成にはどのような子ども観、「保育」「教育」観が影響していたのかを、当時の要領・指針の作成に関する史資料や作成に携わった関係者の史資料をとおして当時の史資料を収集、分析し、読み解いていく。また、その後の改訂（定）においては、従前の要領・指針をどのように顧み、何を継承し何を継承しなかったのか、各改訂（定）に関する資料を収集し、分析する。

以上の研究をとおして、こんにち、内容の整合性を図りながらも3つに分かれている「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」という体制から、日本において乳幼児期の子どもの育ちを支える保育の方向性を示す、“ナショナル・カリキュラム”作成にむけた理論的基盤を得ることをめざす。

当初はこのように研究を計画していた。しかし、とりわけ改訂（定）における継承の様相については、本研究期間中に十分に解明してまとめるまでに至らなかったため、巻末資料として、各要領・指針の構成と検討組織について掲載し、今後の研究につなげていきたい。

## 第2節 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の制度的位置づけ

歴史的経緯をたどる前に、こんにちにおける「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の位置づけを確認しておく。

---

<sup>4</sup> 前掲「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」11頁。

現行（2024年現在）の学校教育法第二十五条において、「幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める」<sup>5</sup>と規定されている。すなわち、幼稚園の教育課程をはじめ「保育内容に関する事項」は、「幼児を保育」することを規定した幼稚園の目的（第二十二條）および、5項にわたって掲げられた幼稚園の目標（第二十三條）の規定に従って、文部科学大臣が定めることとなっている。

そして、学校教育法施行規則第三十八條により、「幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする」<sup>6</sup>と定められており、幼稚園教育要領は、幼稚園で日々営まれる保育の基準となる文書として位置づけられ、「公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することを目的に、教育課程の基準を大綱的に定めたもの」となっている<sup>7</sup>。そして、各幼稚園は、「幼稚園教育要領に述べられていることを基として」、園の「特色を生かして創意工夫を重ね」ることが重要とされている<sup>8</sup>。

一方、現行の児童福祉法第四十五條第二項第三号において、「児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」は、内閣府令で定めることとなっている<sup>9</sup>。加えて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第

---

<sup>5</sup> 「学校教育法」（1947年3月31日法律第26号）2023年4月1日施行。

前述のとおり、こども家庭庁発足にともない、「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との「整合性の確保」と事前の協議について、第二十五條第二項および第三項には、新たに以下の規定が設けられた。

② 文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五條第二項の規定により児童福祉施設に關して内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならない。

③ 文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

<sup>6</sup> 「学校教育法施行規則」（1947年5月23日文部省令第11号）2024年8月29日施行。

<sup>7</sup> 文部科学省編刊『幼稚園教育要領解説』2018年、4頁。

<sup>8</sup> 前掲書文部科学省『幼稚園教育要領解説』4・21頁。

<sup>9</sup> 「児童福祉法」（1947年12月12日法律第164号）2024年10月1日施行。

こちらも前述のとおり、こども家庭庁発足にともない、「幼稚園教育要領」との「整合性の確保」および小学校等における教育との「円滑な接続への配慮」、そして事前の協議について、第四十五條第三項および第四項に、新たに次の規定が設けられた。

③ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるに当たっては、学校教育法第二十五條第一項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

三十五条では「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う」<sup>10</sup>こととなっている。

そして、「保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの」として、また、「一定の保育の水準を保ち、更なる向上の基点となるよう、〔中略〕全ての保育所が拠るべき保育の基本的事項を定め」たものとして、保育所保育指針が策定されている<sup>11</sup>。2008年以降告示化され、「規範性を有する基準としての性格をもつ」<sup>12</sup>ものとなった。内容によって、「①遵守しなければならないもの、②努力義務が課されるもの、③基本原則にとどめ、各保育所の創意や裁量を許容するもの、又は各保育所での取組が奨励されることや保育の実施上の配慮にとどまるものなどに区別され」ており、各保育所においては、「保育の内容等に関する全国共通の枠組み」としての保育所保育指針に基づきながら、「それぞれの実情に応じて創意工夫を図り、保育を行うとともに、保育所の機能及び質の向上に努め」ることが求められている<sup>13</sup>。

このような制度的位置づけをもつ「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」は、保育者がどのように保育をするかを考える計画時に、そして、実際に保育をする実践時にも影響を及ぼしている。保育実践には保育者の「保育」観や「子ども」観がさまざまなかたちで反映される。そして、保育者のもつ「保育」観や「子ども」観の背景には、保育内容の基準文書として示された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」に何がどのように書かれているか、ということが少なからず関連していると考えられる。各地の幼稚園や保育所における、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の内容が保育者を通じて保育実践に反映されていく過程のなかで、作成した側の意図とのずれや予想を超える事態、あるいは、理論と実践の間に大なり小なり乖離が生じたとしても、基準文書は日本の保育のあり方を示すものとして重要な意味をもつであろう。本研究では、そうした基準文書として作成され、改訂（定）を重ねて現在まで受け継がれてきている「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」が、どのように成立して、何を継承してきたのかに着目する。

### 第3節 内容・構成と方法

---

④ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

<sup>10</sup> 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（1948年12月29日厚生省令第63号）2024年10月1日施行。

<sup>11</sup> 厚生労働省編刊『保育所保育指針解説』2018年、1頁。

<sup>12</sup> 前掲書厚生労働省『保育所保育指針解説』2頁。

<sup>13</sup> 前掲書厚生労働省『保育所保育指針解説』2頁。

本成果報告書では、『保育要領』『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』の歴史に着目し、それぞれが成立した経緯や特徴を描き出していく。

第1章では、1948年刊行の『保育要領』を対象として、先行研究の成果や関連史資料をもとに、成立の経緯や刊行された『保育要領』の特徴を示す。

第2章では、1956年に刊行された『幼稚園教育要領』を対象として、先行研究の成果にも学びながら関連史資料を分析し、成立までの経緯や刊行された『幼稚園教育要領』の特徴を示す。

第3章では、1964年に改訂され「告示」として公示された「幼稚園教育要領」を対象として、改訂の経緯や、表われた子ども観や「教育」「保育」観をみていく。

第4章では、1965年に策定された『保育所保育指針』を対象として、関係者の当時の座談会における語りを主たる資料としながら、策定の背景や『保育所保育指針』の特徴を示す。また、前史として『保育所運営要領』（初版1950年）、『保育指針』（初版1952年）にも言及する。

終章では、本研究の成果を総括し、明らかになったことをまとめる。

## 第1章 『保育要領—幼児教育の手びき』の成立とその特徴

1948年3月、文部省は『昭和二十二年度（試案）保育要領』<sup>14</sup>（以下『保育要領』とする）を刊行した。『保育要領』は、戦後日本における幼児教育内容の基準となる文書として保育・幼児教育の歴史に位置づけられている<sup>15</sup>。これまでの保育・幼児教育学分野における研究でも対象として注目されてきており、近年もその作成過程から刊行後の実態に関して明らかにされつつある。以下では、先行研究で明らかにされてきた知見をいま一度紐解きながら、論拠とされている史資料にも目を配りつつ、『保育要領』の特徴や背景理論、子ども観、「保育」「教育」観に焦点を当てて、その実態に迫りたい。

### 第1節 『保育要領』の概要

『保育要領』は、「昭和二十二年度（試案）」を冠し、副題を「幼児教育の手びき」として、1948年3月に刊行された。構成は次のとおりである。

- 一 まえがき
- 二 幼児期の発達特質
- 三 幼児の生活指導（1 身体の発育、2 知的発達、3 情緒的発達、4 社会的発達について）
- 四 幼児の生活環境（1 運動場、2 建物、3 遊具）
- 五 幼児の一日の生活（1 幼稚園の一日、2 保育所の一日、3 家庭の一日）
- 六 幼児の保育内容—楽しい幼児の経験—（1 見学、2 リズム、3 休息、4 自由遊び、5 音楽、6 お話、7 絵画、8 製作、9 自然観察、10 ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、11 健康保育、12 年中行事）
- 七 家庭と幼稚園（1 父母と先生の会、2 父母の教育、3 父母教育の指針、4 小学校との連絡）

参考図<sup>16</sup>

<sup>14</sup> 文部省著刊『昭和二十二年度（試案）保育要領』1948年。

<sup>15</sup> たとえば、加藤繁美『保育・幼児教育の戦後改革』ひとなる書房、2021年。

<sup>16</sup> 前掲書文部省『昭和二十二年度（試案）保育要領』。

『保育要領』の特徴としては、その位置づけ（「試案」として刊行されたこと、「保育要領」でありなおかつ「幼児教育の手びき」であること）や、構成（「幼児の保育内容」を「楽しい幼児の経験」として12の事項で示したこと、「幼児の一日の生活」について幼稚園・保育所・家庭の一日を取りあげたこと、それによって幼稚園のみならず、保育所や家庭にも資するように企図されたこと）、内容に関しても、子どもの興味や要求を出発点とし、子どもの生活に根ざした保育を志向していることなど、以下で詳述するように先行研究でも各所に見出されてきた。

## 第2節 『保育要領』の作成に携わった人びと

では、『保育要領』の作成にはどのような人びとが携わったのか。

占領下の日本で、『保育要領』の作成にかかわったのは、CIE（民間情報教育局）が初等教育を改革する専門家として日本へ招聘したヘレン・ヘファナン（Helen Heffernan 1896-1987）であった。ヘファナンは、アメリカで「子ども中心主義」的色彩の強いカリキュラムであるカリフォルニア・プログラムを「開発し、実践をリードした人物」だったようである<sup>17</sup>。1946年10月に来日したのち、小学校の学習指導要領作成の作業に携わりながら、1947年1月より、幼稚園の手引書を担当することとなった坂元彦太郎との会談を皮切りに作成にむけて本格始動していく<sup>18</sup>。

表1-1には、『保育要領』の作成のため組織された「幼児教育内容調査委員会」の委員を一覧に示した。研究者や専門家（倉橋、内藤、山下、三木）、幼稚園関係者（多田、時下、鎌田、及川、内山、井手）、教員養成関係者（功刀）、文部省や地方の行政関係者（坂元、清水、中谷）に加えて、託児所や厚生省関係者（副島、吉見）を含めた、計16名の委員と、文部事務官2名（笠原、玉越）が幹事として携わった。坂元の回想<sup>19</sup>によると、「表面には全然出ていない」小見山栄一（1913-1963）<sup>20</sup>も執筆に関わったようである。村山貞雄がのちに山下、多田、副島にインタビューを行ったところ<sup>21</sup>、三人三様に委員会における委員の様子に言及しており、16名の関わり方には程度の濃淡があったものと思われる。

<sup>17</sup> 前掲書加藤『保育・幼児教育の戦後改革』298頁。

<sup>18</sup> 前掲書加藤『保育・幼児教育の戦後改革』305-313頁。

<sup>19</sup> 坂元彦太郎「保育要領の作成」岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史』第1巻、フレーベル館、1980年、43頁。

<sup>20</sup> 小見山栄一『標準検査の心理学的研究』金子書房、1964年、261頁。

<sup>21</sup> 村山貞雄「保育要領の刊行」日本保育学会編『日本幼児保育史』第6巻、フレーベル館、1975年、249-259頁（日本図書センター、2010年復刻）。

表 1-1 幼児教育内容調査委員会の構成

	名前	当時の所属	生没年	備考
	ヘレン・ヘファナン	連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局	1896-1987	Helen Hefferman
<b>幼児教育内容調査委員会</b>				
委員	倉橋 惣三	東京女子高等師範学校教授	1882-1955	
委員	坂元 彦太郎	文部省学校教育局青少年教育課長	1904-1995	「まえがき」
委員	清水 安磨	東京都視学官	?	
委員	中谷 千蔵	文部事務官	?	
委員	副島 ハマ	厚生省公衆保健局栄養課	1905-1998	「幼児の一日の生活」 「幼児の保育内容」
委員	多田 鉄雄	私立池袋幼稚園長	1905-1983	「幼児のために有用な文学」
委員	斎藤 文雄	恩賜財団母子愛育会研究所長	1896-1964	※第1回委員会以降内藤に交代
委員	内藤 寿七郎	恩賜財団母子愛育会研究所	1906-2007	「2歳から6歳までの子どもの特徴」 (「身体的・健康的側面」)
委員	時下 米太郎	東京第一師範学校附属幼稚園主事	1891-?	「幼児の一日の生活」
委員	山下 俊郎	恩賜財団母子愛育会教養部長	1903-1982	「2歳から6歳までの子どもの特徴」
委員	鎌田 志ん(しん)	東京都竹町幼稚園長	?	「幼児の保育内容」
委員	三木 安正	教育研究所 文部教官	1911-1984	(「精神的(知的)側面」)
委員	及川 ふみ	東京女子高等師範学校附属幼稚園 文部教官	1893-1969	
委員	内山 憲尚	聖美幼稚園長	1899-1979	「幼児のために有用な文学」
委員	井手 達郎	埼玉師範学校附属幼稚園主事	1904-1994	
委員	功刀 よし子(嘉子)	東洋英和専門学校幼稚園科長	1905-1996	(「社会的発達(の側面)」) 「幼児のための環境」
委員	吉見 静江	興望館託児所	1897-1972	「幼児の一日の生活」
幹事	笠原 謙二郎	文部省学校教育局青少年教育課 文部事務官	1901-1967	「幼児の保育内容」
幹事	玉越 三朗	文部事務官	1914-?	「幼児の一日の生活」
幹事	海 卓子		1909-2011	第1回委員会より参加

〔備考〕次の資料により作成。村山貞雄「保育要領の刊行」日本保育学会編『日本幼児保育史』第6巻、フレール館、1975年、241-242頁(日本図書センター、2010年復刻)。加藤繁美「保育要領の形成過程に関する研究」『保育学研究』54(1)、日本保育学会、2016年、6-17。小林小夜子「戦後保育の出発点再考—『昭和22年度(試案)保育要領—幼児教育の手びき』の修正翻刻版の検討から—」『保育学研究』58(2・3)、日本保育学会、2020年、31-42頁。佐藤浩代「功刀嘉子の保育論」『保育学研究』59(2)、日本保育学会、2021年、165-176頁。加藤繁美『保育・幼児教育の戦後改革』ひとなる書房、313-317頁。JapanKnowledge。国立国会図書館サーチ。時下米太郎『徒然草』法文社、1954年、2頁。日本図書館協会『図書館雑誌』昭和42年3月号(通巻519号：第61巻第3号)、1967年3月、42頁。「名誉教授多田鐵雄経歴年譜」一橋大学一橋学会『一橋論叢』64(6)、日本評論社、104(780)頁、『朝日新聞』東京・朝刊、1983年2月1日、23頁。

### 第3節 『保育要領』の特徴

#### (1) 子どもと保育者へのリスペクト

『保育要領』の「指導観」に着目して分析した豊田和子<sup>22)</sup>によると、『保育要領』は「幼児を民主社会の一員として育成していくための指導を模索」するものであった。「個」を重視した指導を主張するものの、子どもの「興味の発生をじっと待つという自然発生的な消極的指導観」ではなく、幼児の充実を期した環境設定によって「誘導する」ことが重視されていたという。

<sup>22)</sup> 豊田和子「戦後初期の保育方法論に関する一考察——『保育要領』にみる指導観——」『教育方法学研究』第7号、1982年、75-82頁。

また、『保育要領』は「試案」と位置づけられており、保育者自らが保育・幼児教育実践に生かし、研究するための手引きとして刊行されたものであった。多田鉄雄は、小学校や中学校の学習指導要領において「現場の人が自主的に考えるように」意図された「その考えを幼稚園の場合も採り入れ」、保育者に「参考にしてもらおうとして作られたのが保育要領」であったと回想している<sup>23</sup>。さらに、加藤繁美によれば、『保育要領』は、保育実践において「子どもの興味や関心を大切に」し、「実践の出発点のみならず、その展開過程においても子どもの考え・意見を尊重しようとする」もので、「戦後民主主義社会の創造を乳幼児期から意識的に展開していくことの必要性を自覚した、保育実践の『基準文書』」と位置づけられている<sup>24</sup>。

これらの特徴からは、保育実践において子どもと保育者をリスペクトし、保育者が子どもとともに保育をつくっていくことを大切に考えられていたといえるのではないだろうか。

このように『保育要領』に込められた子どもや保育者への思いは、その作成過程にも体現されてきたところがある。大岡ヨト<sup>25</sup>によれば、『保育要領』には「幼児の興味や経験を重んじ、子どもの独自性や環境、さらに自由保育を重んじた、ヘファナンの考えが影響して」おり、ヘファナンの示した資料に共感した日本側の委員が、それを参考に内容の検討を進めたという。一方で、ヘファナンの思想がそのまま反映されたわけではなく、「複数の委員の間で議論が重ねられており、〔中略〕日本側の考えや思想も反映され」ていた。議論を重ねてきた経過は、加藤も詳細に明らかにしている<sup>26</sup>。すなわち、保育実践の「基準文書」の作成にむけて「幼児教育内容調査委員会」が組織され、テーマごとに7つの小委員会で内容の検討が進められる過程では、「原案を練り上げ、小委員会から提案された内容を委員会で繰り返し議論しながら合意を形成していく方法」が採られ、「各委員が創造的に原案作成に関与」していた。関わる一人ひとりが尊重されるなかで創りあげられたのが『保育要領』であった。

## (2) 「保育」に込められた教育的意図

前出の村山によるインタビューにおいて山下は、「保育要領の内容で強調」したいことを二つ挙げている<sup>27</sup>。一つは、戦前の幼稚園令で規定された「保育五項目を脱却して」「幼児の生活から出発」する保育の考え方が反映されたこと、もう一つは、「保育を広く考えたこと」であった。

<sup>23</sup> 前掲村山「保育要領の刊行」253頁。

<sup>24</sup> 前掲書加藤『保育・幼児教育の戦後改革』375-376頁。

<sup>25</sup> 大岡ヨト「GHQ及びCIEの戦後日本の保育内容への影響に関する一考察—ヘレン・ヘファナン関与の視点から—」『早稲田教育評論』第27巻第1号、早稲田大学教育総合研究所、2013年3月、97-106頁。

<sup>26</sup> 前掲書加藤『保育・幼児教育の戦後改革』293-386頁。

<sup>27</sup> 前掲村山「保育要領の刊行」251-252頁。

副題の「幼児教育の手びき」は、「幼稚園も保育所も家庭も一貫した保育の行き方をすべきであるという」理念の反映であったという。そのために副島や吉見を委員会に加え、また、ヘファナンが「保育所においても保育は教育的でなければならない (must be educational) といった言葉は今も私の耳に残っている」と述べている。主題を「保育要領」とし、副題として「幼児教育の手びき」とつけたことは、すべての子どもを想定して、教育的な保育の浸透を意図したものであったようである。

また、加藤は『保育要領』の構成に関わって検討された Tentative Outline (試案の概要) にみられる特徴の一つに「教育観」を挙げ、「子どもを権利主体と考える視点がちりばめられている点」が重要であると述べている<sup>28</sup>。そして、「どんな小さな子どもも自分の言葉を持った主人公」であることが明確に語られ、それゆえに、子どもに「選択の自由を与へ」、興味関心に基づくさまざまな経験を子どもたちとともに設計していくことが「保育実践創造原理」として導き出されていることを明らかにした。これらの点は、こんにちの保育を考えるうえでも示唆的である。

### (3) 幼稚園・保育所・家庭に役立つ手引書という位置づけ

先行研究では、『保育要領』が、幼稚園のみならず保育所や家庭にも役立つように作成されたこともしばしば指摘されてきた<sup>29</sup>。その意図があったことは、作成の中核であった坂元自身も言及している<sup>30</sup>。加藤は、小学校学習指導要領に対応する「幼稚園教育の公示文書」の作成に関わって、坂元からヘファナンに援助を求めたことが『保育要領』の作成の起点となったことを明らかにした<sup>31</sup>。その後 1947 年 1 月 31 日に行われたヘファナン、坂元、倉橋惣三の三者会談により、構成に関する大枠が合意される<sup>32</sup>。このとき既に、保育所や家庭にも言及することは決まっていたようである。もとは幼稚園について、小学校の学習指導要領 (コース・オブ・スタンダード) と対になるような基準文書として作成しようとしていた<sup>33</sup>ものに、なぜ、作成の起点当初から保育所や家庭での参照も想定されていたのか。

<sup>28</sup> 前掲書加藤『保育・幼児教育の戦後改革』335 頁。

<sup>29</sup> たとえば、民秋言編者代表・西村重稀・清水益治・千葉武夫・馬場耕一郎・川喜田昌代編『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷』萌文書林、2017 年、9・12 頁、汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子『日本の保育の歴史 子ども観と保育の歴史 150 年』266-267 頁 (松本園子執筆箇所) など。

<sup>30</sup> 前掲坂元「保育要領の作成」31 頁。

<sup>31</sup> 前掲書加藤『保育・幼児教育の戦後改革』305-313 頁。

<sup>32</sup> 前掲書加藤『保育・幼児教育の戦後改革』317-320 頁。

<sup>33</sup> 前掲坂元「保育要領の作成」32 頁。

一つには、前述のように保育も教育的であるという理念が込められていたことも考えられる。他方で、保育要領の作成にむけて始動した 1947 年 1 月末頃は、学校教育法案の審議が進められている時期であった。幼稚園と保育所が異なる制度体系に位置づけられることがほぼ既定路線となるなか、施設の普及もこれからという時期であったため、幼稚園における基準文書としての位置づけのみならず、保育所や家庭を含め広く参照され得る内容としたのではないだろうか。このことは、『保育要領』自体が一元的な性格をもっていたとみなされるとしても、幼保二元体制を決定づける一因として作用した（幼稚園と保育所の制度は異なるなかで保育内容については共通にする、という体制の起点となった）と捉えることもできる。

#### (4) 保育環境への着目と巻末「参考図」

『保育要領』では環境のあり方も重視されていた。「まえがき」には、保育者が「幼児の活動を誘い促し助け、その生長発達に適した環境をつくることに努めなければならない」、「幼児の生活環境」の章には「幼児の成長発達には環境のいかに強く依存する」ため、「よい環境を備えて、豊かな生活経験を与えることがたいせつである」と述べられている<sup>34</sup>。加えて、巻末には「参考図」として「木製トラック」「工作台」「画架」「机・いす」といった遊具等の図（11 枚）と幼稚園等の設計図例（4 枚）が収められている。遊具等の図については、山下が「マニユアル・オブ・エマーゼンシィ・ナーサリスクール」<sup>35</sup>に言及している。同資料は、山下によれば功刀が提供したもので、アメリカで「ナーサリスクールを普及させる運動」があった際に出版され、「緊急保育所の緊急ということが」戦後日本の情勢に合ったことから図を採用したようである<sup>36</sup>。加藤は資料の「存在は確認することができていない」<sup>37</sup>と記していたが、『保育要領』の図と照らして、「おそらく *Bulletin of Information for Emergency Nursery Schools, Housing and Equipment, Bulletin Number 2. Washington, DC : National Advisory Committee on Emergency Nursery Schools in cooperation with the United States Office of Education, 1933.* と考えられ」る<sup>38</sup>。同書には設備等の図に関して「実的な例を示し、安価で満足いく手づくりの設備をつくるための情報を即座に提供するために掲載されている」〔引用者訳〕といった記述がみられる。施設・設備

<sup>34</sup> 前掲書文部省『昭和二十二年度（試案）保育要領』3・27 頁。

<sup>35</sup> 前掲村山「保育要領の刊行」251 頁。

<sup>36</sup> 同上。ただし、「功刀女史は、よその国の物を使った記憶はないといわれます」という岡田正章の証言もあり（前掲坂元「保育要領の作成」37 頁）、資料が紹介された経緯はなお検証が必要である。

<sup>37</sup> 加藤繁美『保育・幼児教育の戦後改革』ひとなる書房、2021 年、361 頁。

<sup>38</sup> 松島のり子「加藤繁美著『保育・幼児教育の戦後改革』『幼児教育史研究』第 16 号、幼児教育史学会、2021 年 11 月、45-46 頁。

などの環境に関しては、「幼児教育内容調査委員会」に建築や工学の専門家を含めるなど工夫できた可能性がある。しかしその方針は採らず、図については参考資料からほぼそのまま引用するにとどまっている。保育実践において、子どもを起点とする保育の考え方や保育者のあり方に重きを置き、そこに期待を寄せていたことの表われといえるかもしれない。

## 第2章 『幼稚園教育要領』(1956年)の成立とその特徴

『保育要領』刊行後約8年を経た1956年2月、文部省は『幼稚園教育要領』(以下、見出しや注を除き『要領』(1956))とする)を刊行する。『要領』(1956)は、『保育要領』から「内容・性格が大きく変わ」った<sup>39</sup>。学校教育法に規定された幼稚園の目的・目標を具体化し、その達成にむけて適切な経験を選ぶため、「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の6領域を設定するとともに、「望ましい経験」を示した。それでも、「幼児の具体的な生活経験」が大事に考えられ、「保育要領において示された、保育内容・方法観が、まだここでは一部受け継がれている」とされる<sup>40</sup>。以下では、近年の先行研究も参照しながら、『要領』(1956)の特徴や背景理論、子ども観、「保育」「教育」観を検討していく。

### 第1節 『幼稚園教育要領』(1956年)の概要

1956年2月に刊行された『要領』(1956)の構成は次のとおりである。

まえがき

第I章 幼稚園教育の目標

第II章 幼稚園教育の内容(1 健康、2 社会、3 自然、4 言語、5 音楽リズム、6 絵画製作)

第III章 指導計画の作成とその運営(1 経験を組織する場合の着眼点、2 年・月・週・日単位の指導計画とその運営、3 指導計画の改善)<sup>41</sup>

また、「まえがき」には、『保育要領』を改訂して『幼稚園教育要領』として示すに際しての要点として、「1. 幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした」「2. 幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成の上に役だつようにした」「3. 幼稚園教育における指導上の留意点を明らかに示した」ことの3点が示されている。

『保育要領』と比べると、「まえがき」が改訂の要点を示すのみに留まっており、全体の構成も、「生活環境」や「一日の生活」、家庭との関連や「参考図」といったまとまった記載がなく

<sup>39</sup> 前掲書 汐見・松本・高田・矢治・森川『日本の保育の歴史』283頁(矢治夕起執筆箇所)。

<sup>40</sup> 前掲書 汐見・松本・高田・矢治・森川『日本の保育の歴史』284頁(矢治夕起執筆箇所)。

<sup>41</sup> 文部省『幼稚園教育要領』フレーベル館、1956年。

なるなど、大きく変わったことがわかる。こうした変化からも見て取れるように、『保育要領』からは『要領』（1956）の特徴には、対象を幼稚園教育のみにしたこと、小学校との一貫性の考慮、6領域の創設、「指導計画の作成とその運営」の章の新設、などが指摘されてきている<sup>42</sup>。

## 第2節 『幼稚園教育要領』（1956年）の作成に携わった人びと

『保育要領』改訂と『要領』（1956）作成の背景には、実態との乖離や多義的に用いられた「自由遊び」の論理矛盾、幼稚園が増えていくなかで保育のカリキュラム編成に資するものや明確な基準となるものが期待されたこと、などが言及されている<sup>43</sup>。また、「試案」「手びき」として刊行された『保育要領』は、1950年改正の学校教育法施行規則において「幼稚園の教育課程は、保育要領の基準による」<sup>44</sup>と明記されたことや、1952年に通達された「幼稚園基準について」により「幼稚園の教育課程は、文部省の編集に係る幼稚園教育要領を基準とする」<sup>45</sup>とされたこととともない、「幼稚園の」教育課程の基準となるものをつくる方向へと動いていく。本格的な検討のため、1951年5月30日に「幼稚園教育の要領編集委員会」が設置された<sup>46</sup>。

では、『幼稚園教育要領』（1956年）の作成はどのような人びとが携わったのか。表2-1には、「幼稚園教育の要領編集委員会」の委員を一覧に示した。

占領下で設置された「幼稚園教育の要領編集委員会」には、CIEからアンブローズとユアーズが参加し、文部省関係者ととともに検討の方針が話し合われ、「委員の人選にあたっては、IFEL受講生の参加を求めている」ことが明らかにされている<sup>47</sup>。文部省初等中等教育局関係者（大島、伊藤、武田、玉越、鹿内）に加えて、幼稚園関係者（鈴木、宮下、高橋、小山田、渡辺、友松）、小学校教諭（柴田）、教育行政関係者（小河）<sup>48</sup>、研究者や専門家（宮下、角尾）の計15

<sup>42</sup> たとえば、文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに、1979年、336-337頁、大桃伸一「戦後における教育内容行政と教育課程（その2）——幼稚園教育要領（1956）を中心として——」『幼児教育研究』第2集、県立新潟女子短期大学幼児教育研究会、1997年、1-17頁、大岡ヨト「幼稚園教育要領（1956年）作成の政策的背景とその特質」『早稲田教育評論』26(1)、2012年、141-158頁など。

<sup>43</sup> 前掲大岡「幼稚園教育要領（1956年）作成の政策的背景とその特質」。

<sup>44</sup> 「学校教育法施行規則一部改正」（1950年10月9日文部省令第28号）（文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに、1979年、609-610頁）。

<sup>45</sup> 「幼稚園基準について」（1952年5月21日文科初第108号）『幼児の教育』51(8)、1952年、48-51頁。備考として「教育課程中「幼稚園教育要領」とあるは、幼稚園教育要領が刊行されるまで、「保育要領」をもってこれにかえるものとする」と記されている。

<sup>46</sup> 織田望美「占領後期におけるCIEの幼児教育構想——1951年5月設置「幼稚園教育の要領編集委員会」をめぐる議論を中心に——」『幼児教育史研究』第10号、幼児教育史学会、2015年、3頁。

<sup>47</sup> 前掲織田「占領後期におけるCIEの幼児教育構想」5頁。IFELは、the Institute for Education Leadership のことで、占領期1948年から1952年3月まで開催された、教育長や指導主事など教育指導者を対象とした講習のことである（後藤正矢「戦後改革期IFELにおける教員養成改革の構想—IFEL教員養成カリキュラムにおける教職教養の通期的変容に焦点をあてて—」『教師学研究』20(2)、日本教師学学会、2017年、27-36頁）。

<sup>48</sup> 小河は、小学校教師の経歴があり、IFELの幼児教育部会の講習受講生であった。また、後に静岡大学附属幼稚園の主任を務めている（永倉みゆき「静岡大学教育学部附属幼稚園作成の「昭和25年度試案幼稚園のカリ

名の委員で構成されていた。『保育要領』作成時に比べると、幼稚園関係者や小学校にゆかりのある委員が増えている。また、託児所や厚生省関係者は含まれておらず、この点は大きく異なっている。

表 2-1 「幼稚園教育の要領編集委員会」の構成

名前	当時の所属	生没年	備考
アンブローズ	連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局	1909-?	Edna V. Ambrose
ユアーズ	連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局	?	Robert R. Ewerz
幼稚園教育の要領編集委員会			
大島 文義	文部省初等中等教育局初等教育課長	1894-1986	
伊藤 忠二	文部省初等中等教育局初等教育課事務官		
武田 一郎	文部省初等中等教育局視学官	1899-1973	
玉越 三朗	文部省初等中等教育局初等教育課事務官	1914-?	
鹿内 瑞子	文部省初等中等教育局初等教育課事務官	1915-1981	
鈴木 虎秋	東京都港区立麻布幼稚園長	1902-1999	
宮下 正美	湘南学園長	1901-1982	
高橋 貞	日本女子大学附属幼稚園主事		
小山田 幾子	東京都港区立南山幼稚園教諭		
渡辺 俊枝	千葉大学教育学部附属幼稚園教諭		
友松 秀子	埼玉大学教育学部附属幼稚園教諭		
柴田 みどり	双葉第一小学校教諭		
小河 洋	静岡県教育委員会指導主事		
角尾 稔	東京学芸大学講師	1922-2011	
宮内 孝	千葉大学助教授	1911-1983	

(備考) 宮内孝「幼稚園教育要領(案)とその問題」『幼児の教育』54(4)、日本幼稚園協会、1955年、36頁。織田望美「占領後期におけるCIEの幼児教育構想——1951年5月設置「幼稚園教育の要領編集委員会」をめぐる議論を中心に——」『幼児教育史研究』第10号、幼児教育史学会、2015年、1-15頁、秋山和夫「宮内孝」『エデュ・ケア21』2(2)(7)、「エデュ・ケア21」研究会、1996年、36-41頁、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web NDL Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>により作成。

幼稚園教育の要領編集委員会の検討作業は、アンブローズやユアーズによる「徹底した調査研究を重視」する考えが伝えられたもと、「全面的に日本側委員らに委ねる」かたちで進められた<sup>49</sup>。各委員が分担して研究、要領作成、委員会で修正、再提出、討議、訂正がくり返しなされ<sup>50</sup>、1953年8月に「幼稚園教育の要領編集委員会」は検討結果を文部省に答申した。しかし答申の内容は、そのかんの日本の独立回復や文部行政の転換を背景として、幼稚園から高等学校までの教育内容に一貫性をもたせることと教育内容の基準として明確にする立場で、武田一郎が中心となって再検討されることとなる<sup>51</sup>。この過程では、国立大学の教官や附

キュラム」と「昭和32年教育課程」の検討—保育要領から幼稚園教育要領への変化を保育者はどう捉えたか—」『保育学研究』60(1)、日本保育学会、2022年、7-19頁。

<sup>49</sup> 前掲織田「占領後期におけるCIEの幼児教育構想」。

<sup>50</sup> 宮内孝「幼稚園教育要領(案)とその問題」『幼児の教育』54(4)、日本幼稚園協会、1955年、37頁。

<sup>51</sup> 前掲大桃「戦後における教育内容行政と教育課程(その2)」。

属幼稚園教諭などが参加した教員養成学部教官研究集会幼稚園部会の影響があったことも明らかにされている<sup>52</sup>。

### 第3節 『幼稚園教育要領』（1956年）の特徴

#### (1) 指導の対象としての子ども・指導を担う保育者

『要領』（1956）<sup>53</sup>において、「幼稚園教育の内容」は、学校教育法にも依拠しながら示された「幼稚園教育の目標」を達成するために、「幼児の発達上の特質を考え、目標に照して、適切な経験を選ぶ必要がある」とし、「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の6領域に分けて示されている。そして、領域ごとに「幼児の発達上の特質」「望ましい経験」が記されている。これらについては、「一方では組織的系統的で計画性のあるものを目標としながら、幼児の生活経験の重要さも見落とすことはできないとする基本的な考え方」に基づくという<sup>54</sup>。

第Ⅲ章「指導計画の作成とその運営」の「1 経験を組織する場合の着眼点」において、「幼児の発達程度に適応した計画を立案すること」や、「経験は、幼児の生活経験を基盤として、しぜん展開するように組織すること」、「六領域の区分は、あくまでも人為的、便宜的なものであるから〔中略〕目安にとどめどこまでも幼児の全一的な生活を理解して、総合的、調和的な経験ができるようにくふうする必要がある」といった配慮事項が挙げられている。これらの点からは、子どもの発達段階や生活を大切にする視点が窺われる。

しかし一方で、「指導計画の作成とその運営」の章が新設され、「年・月・週・日単位」の計画立案の注意事項が記されたり、「指導計画の改善」のために教師自身に「地味な努力と忍耐」を求め、「指導計画について、いっそう強い関心と努力とを払う」ことが促されたりしている。また、前述のとおり、幼稚園教育の目的や目標を達成するために「適切な経験を選ぶ必要があり、指導計画の立案において「どのような経験を選び、またどのような形で幼児に経験させたらいかにについてくふう」することが求められた。6領域で示された「幼児の発達上の特質」や「望ましい経験」を「目安」とするにしても、子どもは指導する対象であり、指導によって、何かができるように「なる」、するように「なる」存在として捉えられ、指導計画を立て指導を担う保育者という関係が前提となっていると考えられる。これらの点からは、保育実践におい

<sup>52</sup> 後藤正矢「幼稚園教育要領（1956）成立過程の歴史的研究—教員養成学部教官研究集会幼稚園部会（1954 大分大学）における議論に焦点をあてて—」『保育学研究』59(2)、日本保育学会、2021年、19-30頁。

<sup>53</sup> 以下、本節の引用は特記しないかぎり、前掲書文部省『幼稚園教育要領』（1956年）による。

<sup>54</sup> 前掲書文部省『幼稚園教育百年史』338頁。

て子どもと保育者はそれぞれに尊重されながらも、保育者が子どもとともに保育をつくっていく関係性で捉える視点は後退したといえるのではないか。

## (2) 幼稚園教育の基準という位置づけと「教育」の使用

「幼稚園教育の要領編集委員会」の委員であった宮内は、「幼稚園教育の要領」の検討が「難事」である理由を述べるなかで、「保育」という言葉の廃止の問題。教育（保育）内容の項目の問題」を挙げている<sup>55</sup>。検討の当初から、「保育」と「教育」を分けて捉え、「保育」を用いることなく検討する方針であったことがわかる。実際に、「幼稚園教育の要領編集委員会」が提出した1953年の答申の段階で、少なくともタイトルや見出しにおいて「保育」の語は使われていなかった。そして、刊行された『要領』（1956）においても、学校教育法の引用で「保育」が登場する箇所を除き、「幼稚園教育」の語を用いることで一貫されている。ここには、教育的な営みとして「保育」を捉える視点を見出すことはむずかしく、幼稚園教育を学校教育の一環として前面に打ち出す「教育」観が窺われる。

また、当初の方針に加え、『保育要領』の特徴でもあった「試案であり、参考書的な手引であり、保育所や父母にも通用する、といった考え方を棄てて、厳密な意味での幼稚園の教育課程の基準でなければならない」といった考えが強くなっていった<sup>56</sup>ことも、『要領』（1956）における「教育」への傾倒の背景に関わっていたと考えられる。

## (3) 環境の観点の後退

1953年の答申の内容では、「指導に適切な環境はどうすべきか」という章に「教師」「施設・設備及び教材・教具」の項目が設けられていた<sup>57</sup>。しかし、『要領』（1956）には盛り込まれず、全体として「教育課程の編成」や「指導計画の作成」やその改善に重きが置かれている。幼児の個人差に対応するための例として「遊び道具とか、絵本や材料など、いろいろな種類のものを備えて自由に選択させるとか、お話・劇・音楽・運動などで、ここの幼児の自由な表現ができる機会を考慮する」と、ピンポイントで具体的な言及はみられる。また、指導計画に「豊かな弾力性をもたせること」、その例として「天候や行事などの外的条件はもとより、その活動の様子によって賢明に判断」することは言及されている。とはいえ、「幼稚園教育」の実践に際し

<sup>55</sup> 前掲宮内「幼稚園教育要領（案）とその問題」。

<sup>56</sup> 坂元彦太郎「幼稚園教育要領の作成」114-115頁（前掲書『戦後保育史』第1巻）。

<sup>57</sup> 前掲宮内「幼稚園教育要領（案）とその問題」。

て「環境」をどのようにするかは、専ら指導する側である保育者の「くふう」に委ねられており、『要領』（1956）のうえでは、環境の観点が後退したと捉えられる。

### 第3章 『幼稚園教育要領』の改訂とその特徴

本章では、『要領』(1956)の第1次改訂となる1964年の「幼稚園教育要領」を対象として、(1)概要、(2)携わった人びと、(3)子ども観・「教育」「保育」観、の3点について検討した内容をみていくこととしたい。

#### 第1節 「幼稚園教育要領」(1964年)―第1次改訂の概要

『要領』(1956)によって、幼稚園教育や領域の扱いに「混乱が起こったこと」<sup>58</sup>や学校教育としての一貫性を図ること、また、社会の進展に対応して「幼稚園教育要領」を改善するため、1961年3月、文部省は「教材等調査研究会」に幼稚園小委員会を設け、検討を始めていく<sup>59</sup>。また、1962年10月には、教育課程審議会に対して「幼稚園教育課程の改善について」諮問した。約1年にわたる調査審議の末、1963年9月に出された答申は、「(1)幼稚園教育の意義、(2)幼稚園教育の現状と改善の方向、(3)幼稚園教育課程の改善」の内容を含んでいた。そして、「(1)幼稚園教育の意義と独自性を明確にし、その本来の目的を達成するようにすること」「(2)幼稚園教育要領に盛り込むべき目標、内容は次のような観点から精選し、指導上の留意事項を明示して、その教育効果をいっそう高めるようにすること」「(3)幼稚園教育が家庭教育と密接な関連をもって行われるようにすること」「(4)幼稚園における教育日数は、幼児の発達段階や土地の状況などについて特別の事情のある場合を除き、二二〇日以上が望ましいこと。なお、一日の教育時間については、幼児の心身の発達の程度や季節などに応じて適切に配慮する必要があること」「(5)幼稚園教育課程の基準を明確に公示し、幼稚園教育の水準の維持向上を図ること」という5つの方針に沿って『要領』(1956)が改訂され、文部省告示第69号として、1964年3月23日に公示された。構成は次のとおりである。

第1章 総則 (1 基本方針、2 教育課程の編成)

第2章 内容 (健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作)

第3章 指導および指導計画作成上の留意事項 (1 指導上の一般的留意事項、2 指導計画作成上の留意事項)<sup>60</sup>

<sup>58</sup> 森上史朗「幼稚園教育要領の改訂」36頁(岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史』第2巻、フレーベル館、1980年)。

<sup>59</sup> 前掲書文部省『幼稚園教育百年史』368頁。

<sup>60</sup> 「幼稚園教育要領」(1964年3月23日文部省告示第69号)。

『要領』（1956）と比べると、「まえがき」がなくなり、第1章に「総則」として「基本方針」と「教育課程の編成」が記載されている。第2章「内容」の6領域の区分は変わっていない。ただし、「内容」の中身の記載において「幼児の発達上の特質」の記載はなく、「幼稚園修了までに幼児に指導することが望ましいねらい」が示されるようになった。第3章では「指導」と「指導計画作成」に分けて、それぞれの留意事項が記されるかたちとなった。

「幼稚園教育要領」（1964年）（以下、見出しや注を除き「要領」（1964）」とする）については、「すなおでおとなしく、科学に強い子どもを求める政府・財界の人づくり政策の一環を担う保育内容の統制がすすんだ」と評価されている<sup>61</sup>。

## 第2節 「幼稚園教育要領」（1964年）の作成に携わった人びと

では、「要領」（1964）の作成にはどのような人びとが携わったのか。表3-1には、「教材等調査研究会幼稚園教育小委員会」の委員を一覧に示した。

表 3-1 教材等調査研究会幼稚園教育小委員会の構成

	名前	当時の所属	生没年	備考
	安藤 寿美江	東京都指導主事		
	伊東 金造	東京都中央区久松幼稚園長		
	植松 治子	愛育幼稚園長		
	小山田 幾子	東京都文京区立第一幼稚園教頭		*
委員長	坂元 彦太郎	お茶の水女子大学附属幼稚園長	1904-1995	**
	高橋 系吾	東京都道灌山幼稚園長	1910-2008	
	田中 次雄	東京都白ばら幼稚園長	1916-	
	徳久 孝	東京都千代田区立番町幼稚園長		
	波多野 勤子	東京都同仁美登里幼稚園長	1905-1978	
	三木 安正	東京大学教育学部教授	1911-1984	**
	宮内 孝	千葉大学附属幼稚園長	1911-1983	*
	吉川 秀子	埼玉大学附属幼稚園教諭		
	大場 牧夫	桐朋幼稚園教諭	1931-1994	1962年より
	角尾 和子	竹早小学校教諭	1925-2014	1962年より
	相馬 誠子	東京都新宿区立四谷幼稚園教諭		1962年より

〈備考〉森上史朗「幼稚園教育要領の改訂」39頁・高橋系吾「回想 教育要領作成」41頁（岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史』第2巻、フレーベル館、1980年）、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web NDL Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>により作成。

注 「備考」欄の、「\*」は「幼稚園教育の要領編集委員会」の委員、「\*\*」は「幼児教育内容調査委員会」の委員であったことを示す。

<sup>61</sup> 前掲書汐見・松本・高田・矢治・森川『日本の保育の歴史』285頁（矢治夕起執筆箇所）。

委員に文部省関係者は含まれず、国立幼稚園関係者（坂元、宮内、吉川）、公立幼稚園関係者（伊東、小山田、徳久）、私立幼稚園関係者（植松、田中、高橋、波多野）、教育行政関係者（安藤）、研究者（三木（、坂元、宮内））の計 12 名で構成された。1962 年から、公立幼稚園（相馬）、私立幼稚園（大場）、小学校（角尾）の関係者が各 1 名加わり、計 15 名となった。『要領』（1956）の検討時に比べると、幼稚園関係者には公立のみならず私立の関係者も含まれるようになり、幼稚園関係者が全体の 8 割を占めている。保育所関係者は含まれていない。小山田と宮内は、『要領』（1956）の作成時の委員であり、坂元と三木は『保育要領』（1948）作成時の委員で、従前の『要領』を検討した経験のあるメンバーが含まれている。

### 第 3 節 「幼稚園教育要領」（1964 年）の子ども観・「教育」「保育」観

#### (1) 子ども観

「要領」（1964）<sup>62</sup>の第 2 章「内容」の冒頭では、「幼稚園においては、各領域に示す事項によって、全期間を通じて指導しなければならない事項の全体を見通し、望ましい幼児の経験や活動を適切に配列して、調和のとれた指導計画を作成し、これを実施しなければならない」と記されている。こうした考え方が示されながらも、たとえば、領域「健康」のねらいには「健康な生活に必要な習慣や態度を身につける」とあり、そのなかに「身体、衣服、持ち物、身近菜場所などを清潔にする」「不潔なものを口に入れず、ハンカチ、手ぬぐいなどは自分のものを使う」といった経験が 10 項目記されている。領域「社会」についても、「個人手生活における望ましい習慣や態度を身につける」というねらいのなかに、「自分でできることは自分でする」「明るくのびのびと行動する」といった 7 項目が記されている。領域「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」についても構造は同じである。

すべての「ねらい」が“何かができるようになる”“何かをするようになる”という事項ばかりではないものの、領域ごとに「ねらい」と「望ましい経験」が「要領」（1964）で示され、「適切に選択し配列」し、それによって「調和のとれた指導計画を作成し、これを実施」する、という幼稚園教育は、子どもとともに作る、あるいは子どもに実態に応じて実践することとは距離感があり、その実践をむずかしくしていたのではないかと考えられる。こうした点は、のちに「要領」（1964）には「生きた子どもの全体というものがどこも出てこない。非常に分解されていて、つなぎ合わせたら全体ができるんだというけれど、その全体のイメージがまったく

<sup>62</sup> 以下、本項の引用は特記しないかぎり「幼稚園教育要領」（1964 年 3 月 23 日文部省告示第 69 号）による。

とっていいほど見えないものになっている」<sup>63</sup>と批判的に言及される要因になったのではないだろうか。

## (2) 「教育」「保育」観

「要領」(1964)の第1章「総則」の「1 基本方針」には、次の11項目が挙げられている。

- (1) 幼児の心身の調和的な発達を図り、健全な心身の基礎を養うようにすること。
- (2) 基本的生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな情操を養い、道徳性の芽ばえを  
つちかうようにすること。
- (3) 自然および社会の事象について興味や関心をもたせ、思考力の芽ばえを  
つちかうようにすること。
- (4) 人の話を聞く正しい態度を養うとともに、人にわかることばを使おうとする意欲を  
育て、ことばの正しい使い方を身につけるようにすること。
- (5) のびのびとした表現活動を通して、創造性を豊かにするようにすること。
- (6) 幼児に必要な養護や世話を  
行なうとともに、自主的、自発的な活動を  
促し、自立の態度を  
養うようにすること。
- (7) 幼児の心身の発達の実情をよく理解し、その個人差に応じて適切な指導を行なう  
ようにすること。
- (8) 幼児の生活経験に即し、その興味や欲求を生かして、総合的な指導を行なう  
ようにすること。
- (9) 地域の実態に即し、かつ、幼稚園の生活環境を整備して、適切な指導を行なう  
ようにすること。
- (10) 幼稚園教育は、小学校教育と異なるものがあることに留意し、その特質を生かして、  
適切な指導を行なうようにすること。
- (11) 家庭との連絡を密にし、家庭における教育と相まって教育の効果をあげる  
ようにすること。

---

<sup>63</sup> 「新春座談会 保育所保育指針・保育所保育要領・幼稚園教育要領—その役割・課題」『保育の友』34(1)、全国社会福祉協議会、1986年、20頁(岡田正章の発言より)。座談会には岡田正章(明星大学教授・宝仙学園短期大学教授)(肩書は座談会当時のもの、以下同じ)を司会として、畑谷光代(東京・豊川保育園理事)、津守真(愛育養護学校校長)、堀江愛子(岐阜・鶉保育園園長)が参加した。

冒頭の記述に「幼稚園は、〔中略〕 幼児の教育を行なわなければならない」とあり、「保育」の語は用いられていない。基本方針としても、「心身の基礎を養うこと」、「道徳性の芽ばえ」や「思考力の芽ばえをつちかう」ことなど、幼稚園修了後の小学校教育を想定した記述がみられる。同時に、第10項目では、小学校教育との異なる幼稚園教育の「特質を生かして」指導するよう促している。加えて、「個人差」に応じることや「幼児の生活経験に即し」て「総合的な指導を行なう」ことが基本された。そうしたなかで、第6項目では、幼児の「自立の態度を養う」ことと関連づけて「幼児に必要な養護や世話を行なう」ことに言及されている。この点は、翌1965年に『保育所保育指針』が通知されることとも関わって、注目しておきたいところである。

「要領」(1964)全体を通じて、基本的には「保育」の語で記されることはないものの、幼児には「養護や世話」、すなわちケアの要素が必要であることが「基本方針」に明記されている。後述のように、保育所保育指針が「養護と教育が一体」であることを保育所保育の基本的性格として記したように明示的ではないものの、幼稚園教育の対象となる幼児への教育は「保育」的営みであることを示している記述と捉えられるのではないだろうか。

## 第4章 『保育所保育指針』（1965年）の成立とその特徴

保育所について保育の理念や保育内容・方法等が体系的に示されたのは、1965年の「保育所保育指針」が初めてのことであり、それ以前は、児童福祉施設最低基準に示されている以外に保育内容の基準はなかった。以下では、前史として、厚生省児童局が編纂した『保育所運営要領』および『保育指針』を概観し、続けて『保育所保育指針』の成立する経緯と、策定された『保育所保育指針』の特徴をみていくこととしたい。

### 第1節 前史—『保育所運営要領』『保育指針』

#### (1) 『保育所運営要領』（1950年）

1950年3月、厚生省児童局は『保育所運営要領』を編纂した<sup>64</sup>。「保育の内容」としては、「保健指導」「生活指導」「家庭環境の整備」の3つが挙げられている。1955年の改訂版によると、「保健指導」は「子供たちに子供らしい健康上の知識や、保健衛生上の習慣、並びに清潔習慣を身につけさせること」、「生活指導」は「遊びと生活の中に、将来のゆき方を指導すること」、「家庭整備」は、「子供たちにとって大切な、又一番身近な環境である家庭を、子供たちの成長にふさわしい理想的なものに改めていくこと」であるという<sup>65</sup>。「保育に欠ける」乳幼児を対象とする保育所であることが考慮された内容となっている。続けて「乳児の保育」「幼児の保育」「学道の指導」「家庭の指導」と内容が続き、「幼児の保育」では、児童福祉施設最低基準の規定に基づきつつ、「具体的内容」として「健康状態の観察」「個別検査」「自由遊び」「午睡」とともに「休息」「間食」「昼食」を取りあげている。また、保育の形態や方法に関わって「保育の在り方」、そして「一日のプログラム」と「一年間の保育計画」について記載されている。

『保育要領』から決別して発刊したとされるものの、『保育要領』と同じく、「試案的性格」と、保育内容について「自由保育にその根拠を求めていたこと」が特徴となっている<sup>66</sup>。一方で、保育所の意義・対象・任務に関しては幼稚園とは別物と規定していることから、「幼・保二元化政策の出発点に位置するもの」とされ、作成は専ら厚生省で担われ、副島ハマも携わっていたものの、幼稚園との「異質性や相違点を強調するような方向でつくられた」<sup>67</sup>という。

<sup>64</sup> 鈴木政次郎「保育内容の基礎づくり」239-249頁（前掲書『戦後保育史』第1巻）。

<sup>65</sup> 厚生省児童局編『保育所運営要領 改訂版』全国社会福祉協議会、1955年、17-18頁。

<sup>66</sup> 久保いと「保育内容における二元化」500-503頁（前掲書『戦後保育史』第1巻）。

<sup>67</sup> 前掲久保「保育内容における二元化」504-504頁。

## (2) 『保育指針』(1952年)

1952年3月に発行された『保育指針』は、保育所のみならず、児童福祉施設の保育についてまとめられたものであった。保育所の保育に関しては、「生活の環境とその調整」の章において「子供との関係における環境を、いかに調整すべきか」という観点で、子どもは例外なく「創りだす心」をもっていることや、子どもにとっては「困難にぶつかって、これを克服する点」が一番魅力あることという考えのもと、「正しいことはできるだけしにくくしておいてやり、正しくないことはできるだけしやすくしておいてやる」ことなど、特徴的な子ども観に基づいて環境への考えが記されている<sup>68</sup>。また、「保育計画」という章が設けられ、保育計画は「地域の実態」と「児童の要求」をもとに立案することに言及されていることなども注目される<sup>69</sup>。

## 第2節 『保育所保育指針』(1965年)の概要

1963年10月、全国社会福祉協議会保育協議会主催の第7回全国保育関係代表者研究協議会において、保育所にも「幼児教育の指針としての保育所要綱」の作成を求める要望が出された<sup>70</sup>。1964年1月には、中央児童福祉審議会保育制度特別部に設けられた第2研究会において具体的な審議が始められる。同年10月に発表された中央児童福祉審議会保育制度特別部会第二次中間報告「いま保育所に必要なもの」<sup>71</sup>においても、「保育所保育要領(仮称)」を作成し、保育内容の充実を図ることが求められた。その後、第2研究会では1965年5月まで審議を続け、中央児童福祉審議会保育制度特別部の保育内容研究会で検討が進められ、1965年8月6日に厚生省児童家庭局から「これを参考として保育所における保育内容の充実を図るよう」と「保育所保育指針」が通知された<sup>72</sup>。前年に幼稚園教育要領が告示化されたのに対し、保育所保育指針は告示というかたちではなく、「各保育所が自主的に保育内容・保育計画を作成するための参考・ガイドラインという位置づけ」とされた<sup>73</sup>。

<sup>68</sup> 厚生省児童局編『保育指針』日本児童協会、1952年、18-24頁。

<sup>69</sup> 前掲書厚生省児童局編『保育指針』113-115頁。

<sup>70</sup> 前掲書汐見・松本・高田・矢治・森川『日本の保育の歴史』287頁(矢治夕起執筆箇所)。

<sup>71</sup> 中央児童福祉審議会保育制度特別部会「いま保育所に必要なもの」寺脇隆夫編集・解説『母子・児童・老人福祉基本資料』第6巻、柏書房、2016年、183-227頁。

<sup>72</sup> 「座談会 「保育所保育指針」をめぐって」『保育の友』13(10)、全国社会福祉協議会、1965年、8頁。座談会には、河村定治(全社協・資料部長)(肩書は座談会当時のもの、以下同じ)を司会として、秋田美子(東京・白金保育園長:保育制度特別部会研究委員)、天野章(法政大学講師)、植山つる(厚生省児童家庭局母子福祉課長)、岡田正章(厚生省児童家庭局保育指導専門官)、近藤しげき(東京・西久保保育園長)、畑谷光代(東京・豊川保育園)、山下俊郎(都立大学教授:保育制度特別部会第二研究会委員長)が参加した。

<sup>73</sup> 前掲書汐見・松本・高田・矢治・森川『日本の保育の歴史』288頁(矢治夕起執筆箇所)。

また、『保育所保育指針』作成の動機には、保育所の教育に関する機能は幼稚園教育要領に準ずることが望ましいことに言及した「幼稚園と保育所との関係について（通知）」<sup>74</sup>が「大きな促進力になって」おり、「保育指針が、改訂される教育要領とあまり矛盾したものになっては困るんじゃないか」という考えは、全体の機運の中にあった」<sup>75</sup>という。

1965年8月に通知された『保育所保育指針』（以下、見出しや注を除き『指針』（1965）」とする）の構成は次のとおりである。

第1章 総則（1 保育の原理、2 保育内容構成の基本方針、3 指導の基本方針）

第2章 子どもの発達上の特性（1 身体的生活、2 知的生活、3 情緒的生活、4 社会的生活）

第3章 1歳3か月未満児の保育内容（1 発達上のおもな特徴、2 保育のねらい、3 望ましいおもな活動、4 指導上の留意事項）

第4章 1歳3か月から2歳までの幼児の保育内容（同上）

第5章 2歳児の保育内容（同上）

第6章 3歳児の保育内容（同上）

第7章 4歳児の保育内容（同上）

第8章 5歳児の保育内容（同上）

第9章 6歳児の保育内容（同上）

第10章 指導計画作成上の留意事項

第11章 保健、安全管理上の留意事項<sup>76</sup>

第1章「総則」の「1 保育の原理」には、「保育の目標」「保育の方法」「保育の環境」の項目が含まれている。また、「2 保育内容構成の基本方針」には「保育内容の区分」が表4-0のように示された。1歳から2歳までの「生活・遊び」から、2歳、3歳と少しずつ領域が分化し、4～6歳については「健康・社会・言語・自然・音楽・造形」の6領域に区分され、「幼稚園教育要領の6領域におおむね合致」<sup>77</sup>している。同時期の『要領』（1964）には含まれていない内

<sup>74</sup> 「幼稚園と保育所との関係について（通知）」（1963年10月28日文初初第400号、児発第1046号）。

<sup>75</sup> 前掲「新春座談会 保育所保育指針・保育所保育要領・幼稚園教育要領—その役割・課題」15頁（津守真の発言より）。

<sup>76</sup> 厚生省児童家庭局『保育所保育指針』日本保育協会、1965年。

<sup>77</sup> 前掲書厚生省児童家庭局『保育所保育指針』7頁。

容として、第2章に「子ども発達上の特性」がまとめられ、第3章から第9章までは年齢区分ごとに保育内容がまとめられ、それぞれの「3 望ましいおもな活動」は領域ごとに記されている。

表 4-0 保育所保育指針（1965 年）の年齢区分と領域

年齢区分	領域
1歳3か月未満	生活・遊び
1歳3か月から2歳まで	
2歳	健康・社会・遊び
3歳	健康・社会・言語・遊び
4歳	健康・社会・言語・自然・音楽・造形
5歳	
6歳	

〈備考〉厚生省児童家庭局『保育所保育指針』日本保育協会、1965年、7頁により作成。

### 第3節 『保育所保育指針』（1965年）の作成に携わった人びと

では、『指針』（1965）の作成にはどのような人びとが携わったのか。表 4-1 には、中央児童福祉審議会保育制度特別部会第2研究会の委員や研究員を一覧に示した。

表 4-1 中央児童福祉審議会保育制度特別部会第2研究会 保育内容の要領作成に関する事項

	名前	当時の所属	生没年	備考
委員長	山下 俊郎	東京都立大学教授	1903-1982	**
副委員長	平井 信義	お茶の水女子大学教授	1919-2006	
委員	時実 利彦	東京大学教授	1909-1973	
研究員	秋田 美子	白金保育園長	1907-1967	
研究員	池田 由子	国立精神衛生研究所員	1924-	
研究員	鈴木 とく	中目黒保育園長	1910-2012	
研究員	千羽 喜代子	都立母子保健院勤務	1931-	
研究員	津守 真	お茶の水女子大学教授	1926-2018	
研究員	野田 幸江	愛育研究所員		
研究員	宮崎 照子	東京家政大学附属幼稚園教諭		
研究員	宮下 俊彦	星ヶ丘二葉園長	1912-1982	

〈備考〉「保育制度特別部会研究会名簿」寺脇隆夫編集・解説『母子・児童・老人福祉基本資料』第6巻、柏書房、2016年、68頁所収、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web NDL Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>、塩崎美穂「鈴木とく先生が遺した保育実践記録を読む—第五十一巻第七号（一九五二年七月）より—」『幼児の教育』112(1)、日本幼稚園協会、2013年、66-69頁、障害児治療教育研究会編『障害児の療育的保育—宮下俊彦選集』全国社会福祉協議会、1985年、228頁により作成。

注 「備考」欄の、「\*\*」は「幼児教育内容調査委員会」の委員であったことを示す。

『保育要領』（1948）の「幼児教育内容調査委員会」の委員であった山下が委員長を務めた。研究者（平井、時実、津守、池田、野田）、保育所関係者（秋田、鈴木）に加えて、児童福祉施設関係者（千羽、宮下）、そして幼稚園関係者（宮崎）の計11名で構成されていた。同時期の

『要領』(1964)作成時と比較すると、保育所の保育内容の検討にあたり、児童福祉施設や幼稚園の関係者も携わっていたことは特徴的である。

山下は第2研究会での検討について「これくらい骨折って努力したのは、はじめて」とふり返っており<sup>78</sup>、「内容をしっかりふまえていることにおいては、幼稚園教育要領より、一步前進している」という自負をもって作成された<sup>79</sup>。山下は、「幼稚園と保育所の保育内容の一元化という点では、私どもが年来考えてきたことがここに実現されてきたと考えていい」と述べ、1948年刊行の『保育要領』を作成した際の「情熱を、あらためて打ち込んだという意味で、画期的な仕事」であったと捉えていた。

#### 第4節 『保育所保育指針』(1965年)の特徴

##### (1) 子どもと保育者へのリスペクト

『指針』(1965)には、『保育要領』(1948)とはまた異なるかたちで、子どもと保育者をリスペクトする姿勢を捉えることができる。すなわち、保育所が「児童のための福祉でなくてはならない」という考えから、「家庭的なもの、保護者に代る温かい養護と申しますか、わが子を育てるような愛情的なものが、全体の中に出ることに重点」を置いたとされる<sup>80</sup>。また、『指針』(1965)が「参考として」提示されたことには、保育者に対して「自分も成長していくという信頼感をもって」「上からの固い拘束力とか、子どもを鋳型にはめるものではないということ、理解していただきたい」という願いがあった<sup>81</sup>。

##### (2) 保育所保育における「教育」の位置づけ

『指針』(1965)の特徴の一つとして、「教育」の語を用いて保育所保育の基本的性格が明記されたことを挙げるができる。すなわち、「総則」において、「養護と教育とが一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成するところに、保育所における保育の基本的性格がある」と記された。

保育所保育に「教育」を位置づけるとともに、保育所に通う子どもたちも「教育」の対象として捉え、「養護」と一体となった保育により育んでいく理念が込められた。

<sup>78</sup> 前掲「座談会 「保育所保育指針」をめぐって」『保育の友』13(10)、10頁(山下俊郎の発言より)。

<sup>79</sup> 前掲「座談会 「保育所保育指針」をめぐって」『保育の友』13(10)、11頁(山下俊郎の発言より)。座談会では、具体的には年齢ごとの発達段階を記したことに言及している。

<sup>80</sup> 前掲「座談会 「保育所保育指針」をめぐって」『保育の友』13(10)、9頁(植山つるの発言より)。

<sup>81</sup> 同上。

一方で、『指針』（1965）において保健や安全管理に関する記述は控えめで、「管理ということばに対する考え方」として「全体的なものに対する統制の意味がよい」ことから、「保育者だけの子どもに対する働きかけの用語としては、適当でない」と考えられたようである<sup>82</sup>。したがって、各年齢の「保育内容」のなかでは言及されず、第11章にまとめられた。ここには、子どもへの考え方、そして「統制」的な関わりをネガティブに捉える、「保育」「教育」観にも関わる価値観が滲んでいるように思われる。

### （3）幼稚園教育要領に準じた保育内容

1963年の「通知」との関連については、「三歳以上、四歳、五歳は幼稚園教育要領に、よるべきだという考えに立って内容をみていただければ、非常によく出ている」といわれるように、6領域に概ね合致している。この点は、表4-0の内容からもみてとれる。「保育所では乳児から学齢までの子どもがおり」、どの年齢で入る子どもたちにも「一貫性をもって保育がされるようにありたい」という考えもあり、そのもとで領域の分化を検討し、4～6歳の区分において矛盾なく「幼稚園教育要領に準ずる」かたちにまとめられた<sup>83</sup>。

### （4）「児童福祉施設最低基準」改正と保育者の質向上への期待

『指針』（1965）は、「この指針でこれがないと、ということを知らせることによって、改めて現行の最低基準を見なおしてもらえるのじゃないか」<sup>84</sup>と、「児童福祉施設最低基準」改正への期待も込めてつくられたものであった。「たとえ六対一とか三十対一であるようなその時代の中で作ったのだけれども、望ましくありたいというものを出し」ており、「三十対一だから、この程度しかできないというものとしては考えなかった」という<sup>85</sup>。

さらに、保育所保育指針が新たに出されることによって想定される現場での混乱について、秋田美子は「混乱してほしいと思っています」「混乱の中から、本物を自分で見出していけばよい」と、保育者自身が保育内容について模索していくことの重要性に言及している。そして、「保育内容は、みんなで考えなければならないということを感じさせてくれたということで、

<sup>82</sup> 全国社会福祉協議会「保育の友」編集部編『保育所保育指針全文とその見方』全国社会福祉協議会、1965年、13-14頁。

<sup>83</sup> 前掲「座談会 「保育所保育指針」をめぐって」『保育の友』13(10)、10頁（植山つるの発言より）。

<sup>84</sup> 前掲「座談会 「保育所保育指針」をめぐって」『保育の友』13(10)、16頁（植山つるの発言より）。

<sup>85</sup> 前掲「新春座談会 保育所保育指針・保育所保育要領・幼稚園教育要領—その役割・課題」『保育の友』34(1)、16頁（岡田正章（司会）の発言より）。

〔中略〕マイナスの混乱でないようにもっていくべき」と、たとえ混乱が生じたとしても、プラスに転じさせることを思い描いていた<sup>86</sup>。

## 第5節 『保育所保育指針』（1965年）にみられる子ども観

### （1）指導する対象

前述のとおり、『指針』（1965）の保育内容<sup>87</sup>には年齢区分ごとに「望ましいおもな活動」が記された。これにより、大人の思う「望ましい」子どもの姿が、保育のなかでみられるよう少なからず期待されることになる。また、保育を実践する際に関わる「指導上の留意事項」には、たとえば、「授乳期中の乳児については、家庭および調理人との連絡を密接にし、調乳の量、濃度、温度などについて注意深く配慮すること」「基本的な生活の取り扱いについては、特に保健上の知識と技術を場に応じて適切に用いるようにすること」といった記述がみられる。いずれも保育の実際を想定して必要な留意点と考えられる。『指針』（1965）は、保育者（保母）において保育内容の指針になるようつくられたものであり、“保育者が”どのような点に留意して保育をしていくか、ということの主眼に記されている。ここでは、子どもはともに保育をつくる存在というよりはむしろ指導の対象として捉えられている。

また、「指導計画作成上の留意事項」では、「保育のねらいの設定」や「望ましい活動の選択」「配列」に関して、保育所保育指針の内容を基にして「子どもの心身の発達の程度、保育所や地域の実態などを考慮して、保育のねらいを具体的にまた明確に設定すること」や「子どもの年齢・保育年数の違い、保育所や地域の実態などを考慮して、子どもの生活経験に即した適切なものを調和的に選ぶこと」と記されている。子ども自身のことに加えて「保育所や地域の実態」も考慮することがくりかえし言及されていることがわかる。

ここで「望ましい活動」の「選択」「配列」として言及されていることから推し量れるように、それらを為すのは保育者である。「子どもの具体的な生活経験に即して、領域にとらわれないで総合的な生活のなかで指導」することが促されるなど、子どもたちの姿を捉えながらなされることとはいえ、“子どもたちとともにつくる”という視点は前面には出ていない。期間・月間指導計画において「子どもの活動にかたよりが生じないように考慮すること」、「週案・日案」において「子どものいきいきとした活動が展開できるように配慮すること」といった記述からも、

<sup>86</sup> 前掲「座談会 「保育所保育指針」をめぐる」『保育の友』13(10)、17頁（秋田美子の発言より）。

<sup>87</sup> 以下、本節の引用は特記しないかぎり、前掲書厚生省児童家庭局『保育所保育指針』1965年による。

子どもは保育する対象として位置づけられている。こうした点は、同時期の『要領』（1964）の傾向に通じるところがあると思われる。

## (2) 未熟な存在

2歳児の保育内容には、「自分の身のまわりのことを何でも自分で行おうとし、未熟ながら、ある程度まで子どもにまかせることができる」と記されており、子どもの育ちゆく過程が捉えられると同時に、「未熟」であることにも言及されている。

また、“うまくいかない”“できない”といった、思うとおりにいくばかりではない子どもの姿にもふれられている。たとえば、2歳児の保育内容、領域「健康」の「望ましいおもな活動」のなかには「食事中にこぼしたり、ひっくり返したり失敗しても、ほとんどひとりで食事をすする」「午睡をいやがることもあるが、一応指示に従って行なう」とある。4歳児の保育内容においても、領域「健康」においては、「いやがる子どももあるが、静かに午睡や休息をする」「面倒がることもあるが、手洗いや鼻をかんだり、顔を洗うことなどが大体できる」などの記述がみられる。こうした子ども像に対し、「指導上の留意事項」では、「身のまわりのことがじゅうぶん自分ではできないのに、自分でしようとしてがんこにがんばる場合には、子どもが納得できるような方法を考えること」や、「健康・安全生活に必要な習慣は、生活のいろいろな面において、折にふれてくり返し指導すること」「個人・社会生活に必要な習慣を指導するにあたっては、個々の子どもと保育者の親密感をもととし、個人差にじゅうぶん留意すること」など、経験の積み重ねや一人ひとりへの配慮を保育者に伝えている。

## (3) 育ちゆく子ども

しかし、これらは捉え方を変えれば、育ちゆく過程にある子どもの姿がよく捉えられているともいえる。すなわち、3歳児の保育内容ではそれぞれの領域における「望ましいおもな活動」のなかで、たとえば領域「健康」に、「排便のときにはよごすことがあるが、ひとりでできる」、「多くはだまっているが、ときには、身体の異常を自分から訴える」といった記述がみられる。これらは、「条件つき、あるいは例外を認めての表現」であり、「一見、まわりくどいようですが、よく子どものすがたをみ実践と結びついているものとして、この指針のすぐれた部分をなしている」と評された<sup>88</sup>。おそらくは、ここで記されたような「条件つき、あるいは例外」とみなされる子どもたちの姿は、実際の保育のなかでしばしば目にすることになっていたと想像さ

<sup>88</sup> 前掲書全国社会福祉協議会「保育の友」編集部編『保育所保育指針全文とその見方』20頁。

れる。「望ましい」子どもの姿に限らない言及は、保育者の子ども観にも影響し、保育を助けていたのではないかと思われる。

こうした子どもの姿にも関わる記述は、年齢が上がるにつれて変容する。5歳児の保育内容になると、たとえば「食べ物の好ききらいをしないように努める」「喜んで登所し、保育所の生活の流れにしたがって行動する」など、一定の自律性をもった“できるようになる”姿が記されている。そのため、「指導上の留意事項」では、「健康・安全生活に必要な習慣が身につく、保母の指示を待たないで自主的に行動することができるようにすること」とあり、保母の積極的な指導よりも、子ども自身の内からの育ちに重きが置かれている。領域が分化した「言語」に関しては、「個々の子どもの話しことばの実態をはあくし、個人的な配慮をじゅうぶんにすること」と個人差への配慮に言及されている。また、「社会」「自然」に関しては「身近な社会や自然の事象にふれさせる機会を多く与え、具体的な操作を通して事象をためしたり確かめたりさせるよう配慮すること」とあり、子どもにとって直接的で具体的な体験が重視されている。保育によって子どもが体験を重ねながら、“できるようになる”という点で育ちが捉えられていたことが窺われる。

## 終章

本研究は、戦後日本において保育や幼児教育の内容に関する基準として示されてきた『保育要領』（1948）、『幼稚園教育要領』（1956）、『保育所保育指針』（1965）について、その背景理論や子ども観、「保育」「教育」観を明らかにすることを目的として取り組んできた。以下では、本文の内容を総括し、明らかになったことをまとめておきたい。

第1章『『保育要領—幼児教育の手びき』の成立とその特徴』では、まず、1948年3月に刊行された『保育要領』が、「試案」として刊行された位置づけや、「幼児の保育内容」を「楽しい幼児の経験」として示したこと、子どもに根ざした保育をしていることを概観した。次に、先行研究の知見にも依拠しながら、作成には、ヘレン・ヘファナンの助言を受けながら、「幼児教育内容調査委員会」の委員が議論を重ねて合意形成をしながら形づくっていったことを示した。そして、『保育要領』の特徴として、子どもの興味や関心を大切に、そうした保育を保育者が子どもとともにつくっていくという意味で両者をリスペクトしていること、「保育」に教育的な意図が込められていたこと、幼稚園・保育所・家庭に役立つ一元的な手引書として作成されたものであったことと、それを「幼保一元化」の視点からどう解釈するかという論点、保育環境が重視されていたことを述べてきた。

第2章『『幼稚園教育要領』（1956年）の成立とその特徴』では、『保育要領』から『幼稚園教育要領』へと変わるなかで、対象を「幼稚園教育」のみとするものになったことが、さまざまな点で決定的な違いを生じさせていることを見出した。すなわち、検討の当初から「保育」ではなく幼稚園「教育」でまとめる方針であり、学校教育法に規定する幼稚園の目的や目標を達成することや小学校との一貫性を考慮すること、また、教育課程を編成し指導計画を立案するといった観点から、系統的に内容を示すために6領域の概念が導入された。「保育」ではなく「教育」を用いてまとめられた『要領』（1956）が成立したことは、保育所との二元体制を強化することにもつながったと考えられる。こうした『要領』（1956）の作成には、文部省初等中等教育局の関係者に加えて、幼稚園関係者や小学校関係者が中心となって携わっていた。

子どもたちの発達段階や生活を重視する視点がみられる一方で、保育者の側が担う教育課程の編成や指導計画の作成について意識的に言及されており、指導する対象として子どもと、指導する側の保育者という関係が前提となっていた。このような子どもと保育者との関係性が前提となっていることも影響しているのか、実践における「環境」を重視する観点は、明確には見出すことができなかった。

第3章『幼稚園教育要領』の改訂とその特徴」では、1964年3月に改訂され、告示として示された「幼稚園教育要領」の構成の変化を確かめたうえで、作成には国公立の幼稚園関係者が多くを占めていたことを示した。そして、「要領」(1964)には、保育者が主導して教育し、子どもを育てる子ども観が窺われた。その一方で、「基本方針」には「保育」という語では言及されないものの、幼児には「養護や世話」が必要であると明記しており、保育的営みとして幼児の教育を捉えていることが見出された。

そして、第4章『保育所保育指針』(1965年)の成立とその特徴」では、1963年の「幼稚園と保育所との関係について(通知)」を経て、1965年に策定された「保育所保育指針」について、その経緯と特徴を描き出した。保育所の普及や、幼稚園教育要領の動向にも鑑み、保育所にも保育内容や保育計画を考えるための資料が求められていた。内容の検討には、保育所関係者のみならず幼稚園関係者も携わっており、熱意をもって作成された。完成した『指針』(1965)は、子どもの福祉のための保育所において、保育者自身も成長しながら保育を実践することが願いとして込められていた。また、保育所保育における「教育」が位置づけられ、「養護と教育とが一体」であることが保育所保育の基本として明記された。「幼稚園教育要領」に準じて年齢区分に合わせた領域の考え方が示されるとともに、「児童福祉施設最低基準」の改善も見据えて、保育の向上を目指して作成されたのが『指針』(1965)であった。そうした『指針』(1965)には、「幼稚園教育要領」にも通じるような、指導する対象としての子どもの観が窺われると同時に、成長途上にある未熟な存在としてできなかつたりうまくいかなかつたりする子どもの姿も描かれていた。そのことは、観点を変えると、育ちゆく過程にある子どもの姿として捉えることができる。そして、子どもがさまざまな体験をとおして、変化していくこと(主として、できるようになること)が、子どもの育ちと認識されていた。

このようにたどってくると、『保育要領』(1948)から『幼稚園教育要領』(1956)、「幼稚園教育要領」(1964)と改訂されてきた流れと、『保育所保育指針』(1965)が作成された背景には、子どもを主体として保育者とともに保育をつくる子ども観から、保育者が指導し育てる対象として捉える子ども観へと変わってきた、という変化があったのではないかと考えられる。そしてその変化の過程には、幼稚園と保育所が異なる制度に位置づけられた二元体制のもとで普及していくなかで、「教育」と「保育」がどのように捉えられ、それぞれのことばがどのように用いられてきたか、ということも関わっていた。

本研究では、1964年の「幼稚園教育要領」と1965年の『保育所保育指針』の検討までしかたどり着けなかった。また、さまざまな立場の関係者が作成や検討に携わっていたことは示してきたものの、一人一人の専門性の中身や議論の詳細までを精査して、子ども観や「保育」「教育」観を明らかにすることはできていない。今後、1989年以降の幼稚園教育要領改訂、1990年以降の保育所保育指針の改訂（定）における変遷を検討していく際には、関係者の考えや思いにできるだけ迫れるように史資料をたどり、明らかにしていきたい。

## 参考文献

- 秋山和夫「宮内孝」『エデュ・ケア 21』2(2)(7)、「エデュ・ケア 21」研究会、1996年、36-41頁
- 大岡ヨト「幼稚園教育要領（1956年）作成の政策的背景とその特質」『早稲田教育評論』26(1)、2012年、141-158頁
- 大岡ヨト「GHQ 及び CIE の戦後日本の保育内容への影響に関する一考察—ヘレン・ヘファナン関与の視点から—」『早稲田教育評論』第 27 巻第 1 号、早稲田大学教育総合研究所、2013年3月、97-106頁
- 大桃伸一「戦後における教育内容行政と教育課程（その 2）——幼稚園教育要領（1956）を中心として——」『幼児教育研究』第 2 集、県立新潟女子短期大学幼児教育研究会、1997年、1-17頁
- 織田望美「占領後期における CIE の幼児教育構想——1951年5月設置「幼稚園教育の要領編集委員会」をめぐる議論を中心に——」『幼児教育史研究』第 10 号、幼児教育史学会、2015年、1-15頁
- 加藤繁美「保育要領の形成過程に関する研究」『保育学研究』54(1)、日本保育学会、2016年、6-17頁
- 加藤繁美『保育・幼児教育の戦後改革』ひとなる書房、2021年
- 久保いと「保育内容における二元化」岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史』第 1 巻、フレーベル館、1980年、486-516頁
- 厚生省児童局編『保育所運営要領 改訂版』全国社会福祉協議会、1955年、17-18頁
- 厚生省児童局編『保育指針』日本児童協会、1952年
- 後藤正矢「戦後改革期 IFEL における教員養成改革の構想—IFEL 教員養成カリキュラムにおける教職教養の通期的変容に焦点をあてて—」『教師学研究』20(2)、日本教師学学会、2017年、27-36頁
- 後藤正矢「幼稚園教育要領（1956）成立過程の歴史的研究—教員養成学部教官研究集会幼稚園部会（1954 大分大学）における議論に焦点をあてて—」『保育学研究』59(2)、日本保育学会、2021年、19-30頁
- こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」（[https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo\\_sodachi](https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi) 最終閲覧 2025/01/11）

- 小林小夜子「戦後保育の出発点再考—『昭和 22 年度（試案）保育要領—幼児教育の手びき』の修正翻刻版の検討から—」『保育学研究』 58(2・3)、日本保育学会、2020 年、31-42 頁
- 小見山栄一『標準検査の心理学的研究』金子書房、1964 年
- 坂元彦太郎「保育要領の作成」岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史』第 1 巻、フレーベル館、1980 年、30-43 頁
- 坂元彦太郎「幼稚園教育要領の作成」岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史』第 1 巻、フレーベル館、1980 年、109-124 頁
- 佐藤浩代「功刀嘉子の保育論」『保育学研究』 59(2)、日本保育学会、2021 年、165-176 頁
- 塩崎美穂「鈴木とく先生が遺した保育実践記録を読む—第五十一巻第七号（一九五二年七月）より—」『幼児の教育』 112(1)、日本幼稚園協会、2013 年、66-69 頁
- 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子『日本の保育の歴史 子ども観と保育の歴史 150 年』萌文書林、2017 年
- 障害児治療教育研究会編『障害児の療育的保育—宮下俊彦選集』全国社会福祉協議会、1985 年
- 鈴木政次郎「保育内容の基礎づくり」岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史』第 1 巻、フレーベル館、1980 年、235-257 頁
- 全国社会福祉協議会「保育の友」編集部編『保育所保育指針全文とその見方』全国社会福祉協議会、1965 年
- 民秋言編者代表・西村重稀・清水益治・千葉武夫・馬場耕一郎・川喜田昌代編『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷』萌文書林、2017 年
- 中央児童福祉審議会保育制度特別部会「いま保育所に必要なもの」寺脇隆夫編集・解説『母子・児童・老人福祉基本資料』第 6 巻、柏書房、2016 年、183-227 頁
- 時下米太郎『徒然草』法文社、1954 年
- 豊田和子「戦後初期の保育方法論に関する一考察—『保育要領』にみる指導観—」『教育方法学研究』第 7 号、1982 年、75-82 頁
- 永倉みゆき「静岡大学教育学部附属幼稚園作成の「昭和 25 年度試案幼稚園のカリキュラム」と「昭和 32 年教育課程」の検討—保育要領から幼稚園教育要領への変化を保育者はどう捉えたか—」『保育学研究』 60(1)、日本保育学会、2022 年、7-19 頁
- 日本図書館協会『図書館雑誌』昭和 42 年 3 月号（通巻 519 号：第 61 巻第 3 号）、1967 年 3 月

村山貞雄「保育要領の刊行」日本保育学会編『日本幼児保育史』第6巻、フレーベル館、1975年、240-271頁（日本図書センター、2010年復刻）

松島のり子「加藤繁美著『保育・幼児教育の戦後改革』」『幼児教育史研究』第16号、幼児教育史学会、2021年11月、43-47頁

宮内孝「幼稚園教育要領（案）とその問題」『幼児の教育』54(4)、日本幼稚園協会、1955年、34-40頁

森上史朗「幼稚園教育要領の改訂」岡田正章・久保いと・坂元彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史』第2巻、フレーベル館、1980年、36-54頁

文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに、1979年

『朝日新聞』東京・朝刊、1983年2月1日

「座談会 「保育所保育指針」をめぐる」『保育の友』13(10)、全国社会福祉協議会、1965年、8-18頁

「新春座談会 保育所保育指針・保育所保育要領・幼稚園教育要領—その役割・課題」『保育の友』34(1)、全国社会福祉協議会、1986年、12-21頁

「保育制度特別部会研究会名簿」寺脇隆夫編集・解説『母子・児童・老人福祉基本資料』第6巻、柏書房、2016年、68頁

「名誉教授多田鐵雄経歴年譜」一橋大学一橋学会『一橋論叢』64(6)、日本評論社、104-113（780-789）頁

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」  
2023年12月22日

## 要領・指針

厚生省児童家庭局『保育所保育指針』日本保育協会、1965年

厚生労働省編刊『保育所保育指針解説』2018年

文部省著刊『昭和二十二年度（試案）保育要領』1948年

文部科学省編刊『幼稚園教育要領解説』2018年

文部省『幼稚園教育要領』フレーベル館、1956年

「幼稚園教育要領」（1964年3月23日文部省告示第69号）

## 法令

「学校教育法」（1947年3月31日法律第26号）2023年4月1日施行

「学校教育法施行規則」（1947年5月23日文部省令第11号）2024年8月29日施行

「学校教育法施行規則一部改正」（1950年10月9日文部省令第28号）

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（2022年6月22日法律第76号）

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（1948年12月29日厚生省令第63号）2024年10月1日施行

「児童福祉法」（1947年12月12日法律第164号）2024年10月1日施行

「幼稚園基準について」（1952年5月21日文初初第108号）

「幼稚園と保育所との関係について（通知）」（1963年10月28日文初初第400号、児発第1046号）

## 巻末資料

### 1. 『幼稚園教育要領』（1989年）—第2次改訂

#### 1-1. 「幼稚園教育要領」（1989年3月15日文部省告示第23号）の構成

第1章 総則（1 幼稚園教育の基本、2 幼稚園教育の目標、3 教育課程の編成）

第2章 ねらい及び内容（健康、人間関係、環境、言葉、表現）

第3章 指導計画作成上の留意事項（1 一般的な留意事項、2 特に留意する事項）<sup>89</sup>

#### 1-2. 「幼稚園教育要領」（1989年）の作成に携わった人びと

表付-1 幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議の構成

	名前	当時の所属	生没年
	植田 美代子	大阪市幼児教育振興協会理事 (大阪成蹊女子短期大学教授)	
	大場 牧夫	桐朋幼稚園主事 (主任)	1931-1994
	岡田 正章	明星大学教授	1925-2014
	河合 隼雄	京都大学教授	1928-2007
	黒川 建一	愛知教育大学教授	1936-
座長	河野 重男	お茶の水女子大学教授	1926-2004
	小林 美実	宝仙学園短期大学教授	1932-
	近藤 充夫	東京学芸大学教授	1931-
	坂本 昇一	千葉大学教授	1927-
	千石 保	(財) 日本青少年研究所長	1928-2016
	津守 真	愛育養護学校長	1926-2018
	中沢 和子	上越教育大学助教授	1927-
副座長	永野 重史	国立教育研究所部長 (第三研究部長)	1932-
	野村 睦子	江東区立東砂幼稚園長	1934-1995
	菊地 明子	東京都立教育研究所幼児教育研究部長	1931-
	藤野 敬子	静岡大学附属幼稚園副園長 (東洋英和幼稚園長)	1926-2017
	牧 公介	わかくさ幼稚園長	1934-2023
	村井 潤一	奈良女子大学教授	1931-1997
	森上 史朗	日本女子大学助教授	1931-2019
	柳下 昭夫	文京区立明化小学校長 (文京区立誠之小学校長)	

(備考) 初等中等教育局幼稚園教育課「幼稚園教育要領に関する調査研究について」(『文部時報』第1285号、1984年6月、82-84頁)、初等中等教育局幼稚園課「幼稚園教育要領の在り方について(中間まとめ)公表される」(『文部時報』第1313号、1986年8月、80-87頁)、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web NDL Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>、永倉みゆき「昭和20年代の保育者のキャリア形成に関する一考察—藤野敬子と吉村真理子のライフストーリーを元に—」『人間文化創成科学論叢』第22巻、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科、2019年、145-153頁により作成。

注 「当時の所属」欄の () 内は、1986年の「中間まとめ」公表時点。

<sup>89</sup> 「幼稚園教育要領」（1989年3月15日文部省告示第23号）。

表付-2 幼稚園教育要領の改善に関する調査研究協力者（第三次）の構成

	名前	当時の所属	生没年
	有賀 和子	江戸川区立松江幼稚園教頭	
	岩内 弘昌	新宿区立四谷第七小学校・幼稚園長	1936-
	大場 牧夫	桐朋幼稚園主任	1931-1994
	岡山 貴美子	江東区立大島幼稚園園長	
	神長 美津子	宇都宮大学教育学部附属幼稚園教諭	1950-
	黒川 建一	愛知教育大学教授	1936-
座長	河野 重男	お茶の水女子大学学長	1926-2004
	小林 龍雄	栃木・呑龍幼稚園園長	-2018
	小林 美実	東京・宝仙学園短期大学教授	1932-
副座長	近藤 充夫	東京学芸大学教授	1931-
	斎藤 智子	武蔵野市立境幼稚園園長	
	塩 美佐枝	東京都教育委員会指導部初等教育指導課指導主事	
	高城 義太郎	東京・玉川大学教授	1929-
	高杉 自子	高杉幼児教育研究所主宰	1924-2003
	永野 重史	国立教育研究所第3 研究部長	1932-
	牧 公介	福島・わかくさ幼稚園園長	1934-2023
	松丸 令子	茨城大学教育学部附属幼稚園副園長	
	村上 博子	神戸市立東高丸幼稚園園長	
	森上 史朗	日本女子大学教授	1931-2019

〈備考〉幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議「幼稚園教育要領の在り方について（最終報告）」1986年9月3日（『保育の友』38(7)、全国社会福祉協議会、1990年、85-95頁）、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web NDL Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>により作成。

## 2. 『幼稚園教育要領』（1998年）—第3次改訂

### 2-1. 「幼稚園教育要領」（1998年12月14日文部省告示第174号）の構成

第1章 総則（1 幼稚園教育の基本、2 幼稚園教育の目標、3 教育課程の編成）

第2章 ねらい及び内容（健康、人間関係、環境、言葉、表現）

第3章 指導計画作成上の留意事項（1 一般的な留意事項、2 特に留意する事項）<sup>90</sup>

### 2-1. 「幼稚園教育要領」（1998年）の作成に携わった人びと

表付-3 時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方に関する調査研究協力者会議協力者

	名前	当時の所属	生没年
	明石 要一	千葉大学教授	1948
	新山 綾子	前練馬区立光が丘むらさき幼稚園父母の会会長	
	小川 勝音	名古屋市立第一幼稚園 PTA 会長	
副座長	小川博久	東京学芸大学教授	1936-2019
	尾原 蓉子	(株) 旭リサーチセンター取締役	1938-

<sup>90</sup> 「幼稚園教育要領」（1998年12月14日文部省告示第174号）。

		旭化成工業（株）線維マーケティング部 FB 人材開発部長	
	近藤 慶子	鳴門教育大学附属幼稚園教諭	
	齋藤 智子	全国幼稚園教育研究協議会会長	
	塩 美佐枝	江東区立つばめ幼稚園長	
	柴崎 正行	東京家政大学助教授	1951-
	立原 克彦	茨城県鹿嶋市教育長	
	田中 雅道	光明幼稚園長	
	羽豆 成二	千代田区立お茶の水小学校長兼幼稚園長	1937-
	真山 勇一	日本テレビニュースキャスター	1944-
	無藤 隆	お茶の水女子大学教授	1946-
座長	森 隆夫	お茶の水女子大学名誉教授	1931-2014
	森上 史朗	青山学院大学教授	1931-2019
	諸富 祥彦	千葉大学助教授	1963-

〈備考〉『エデュ・ケア 21=Care & Education』3(10)(27)「エデュ・ケア 21」研究会、1997年、65頁、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web ND L Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>により作成。

### 3. 『幼稚園教育要領』（2008年）—第4次改訂

#### 3-1. 「幼稚園教育要領」（2008年3月28日文科省告示第26号）の構成

第1章 総則（1 幼稚園教育の基本、2 教育課程の編成、3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など）

第2章 ねらい及び内容（健康、人間関係、環境、言葉、表現）

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項  
（1 指導計画の作成に当たっての留意事項、2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項）<sup>91</sup>

#### 3-2. 「幼稚園教育要領」（2008年）の作成に携わった人びと

表付-4 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 幼稚園教育専門部会委員の構成

名前	当時の所属	生没年
赤石 元子	東京学芸大附属幼稚園副園長	
秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授	1957-
浅田 学	新宿区立早稲田小学校長・早稲田幼稚園長	
岩田 純一	京都教育大学教授	1946-
榎沢 良彦	淑徳大学総合福祉学部教授	1954-
大竹 節子	品川区二葉すこやか園長	
大西 理花子	滋賀県教育委員会学校教育課指導主事	
小川 博久	聖徳大学教授	1936-2019
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長	1942-2021
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	1952-
神長 美津子	東京成徳大学こども学部准教授	1950-

<sup>91</sup> 「幼稚園教育要領」（2008年3月28日文科省告示第26号）。

	河邊 貴子	聖心女子大学文学部准教授	1957-
	小枝 達也	鳥取大学地域学部教授	1959-
	塩 美佐枝	聖徳大学教授	
	汐見 稔幸	白梅学園大学副学長	1947-
主査代理	柴崎 正行	大妻女子大学家政学部附属児童臨床研究センター長	1951-
	杉原 隆	東京学芸大学教育学部教授	1942-
	仙田 晃	江東区立川南幼稚園副園長	
	田中 雅道	光明幼稚園長	
	野波 健彦	エリザベト音楽大学音楽文化学科教授	
	平田 智久	十文字学園女子大学人間生活学部教授	1947-
主査	無藤 隆	白梅学園大学教授	1946-
	渡邊 郁美	東京特別区人事・厚生事務組合教育委員会副参事	
	渡邊 英則	港北幼稚園副園長、ゆうゆうのもり幼保園長	1957-

〈備考〉中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」  
2007年11月7日、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web NDL Authorities  
<https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>により作成。

#### 4. 『幼稚園教育要領』（2017年）—第5次改訂

##### 4-1. 「幼稚園教育要領」（2017年3月31日文部省告示第62号）の構成

前文

第1章 総則（第1 幼稚園教育の基本、第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、第3 教育課程の役割と編成等、第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価、第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導、第6 幼稚園運営上の留意事項、第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など）

第2章 ねらい及び内容（健康、人間関係、環境、言葉、表現）

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項<sup>92</sup>

##### 4-2. 「幼稚園教育要領」（2017年）の作成に携わった人びと

表付-5 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 幼児教育部会の構成

	名前	当時の所属	生没年
	阿部 宏行	北海道教育大学岩見沢校美術文化専攻教授	1954
	大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部教授	1960
	桶田 ゆかり	文京区立第一幼稚園長	
主査代理	神長 美津子	國學院大學人間開発学部教授	1950
	北村 友人	東京大学大学院教育学研究科准教授	1972
	小枝 達也	国立成育医療研究センターこころの診療部長	1959

<sup>92</sup> 「幼稚園教育要領」（1964年文部省告示第69号）（『官報』第11179号、1964年3月23日、15-19頁）。

	齋藤 弘子	福井市立麻生津幼稚園副園長・麻生津小学校教頭	
	志民 一成	静岡大学大学院教育学領域教授	1969
	嶋田 弘之	草加市教育委員会子ども教育連携推進室長	
	白旗 和也	日本体育大学体育学部教授	1963
	鈴木 みゆき	和洋女子大学人文学群こども発達学類教授	1956
	砂上 史子	千葉大学教育学部准教授	1972
	田中 孝尚	神戸大学附属幼稚園副園長	
	田中 雅道	光明幼稚園長	
	寺岡 聡志	品川区立第一日野小学校主幹教諭	
	奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授	1961
	宮原 淳二	株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワーク・ライフ・バランス推進部長	
主査	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長	1946
	山下 文一	高知学園短期大学幼児保育学科准教授	
	横山 真貴子	奈良教育大学教育学部教授	1966
	渡邊 郁美	新宿区立あいじつ子ども園長	
	渡邊 英則	認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長	1957

(備考)「教育課程部会 幼児教育部会 委員名簿」2015年10月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/meibo/1363293.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/meibo/1363293.htm)、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web NDL Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>により作成。2016年4月1日現在。

## 5. 『保育所保育指針』（1990年）—第1次改訂

### 5-1. 『保育所保育指針』（1990年）の構成

第1章 総則（1 保育の原理、2 保育内容構成の基本方針）

第2章 子どもの発達（1 子どもと大人との関係、2 子ども自身の発達、3 子どもの生活と発達の援助）

第3章 6か月未満児の保育の内容（1 発達の主な特徴、2 ねらい、3 内容、4 配慮事項）

第4章 6か月から1歳3か月未満児の保育の内容（同上）

第5章 1歳3か月から2歳未満児の保育の内容（同上）

第6章 2歳児の保育の内容（同上）

第7章 3歳児の保育の内容（同上）

第8章 4歳児の保育の内容（同上）

第9章 5歳児の保育の内容（同上）

第10章 6歳児の保育の内容（同上）

第11章 保育の計画作成上の留意事項

第12章 健康・安全に関する留意事項<sup>93</sup>

<sup>93</sup> 厚生省児童家庭局『保育所保育指針』日本保育協会、1990年。

## 5-2. 『保育所保育指針』（1990年）の改訂に携わった人びと

表付-6 中央児童福祉審議会保育対策部会保育所保育指針検討小委員会

	名前	当時の所属	生没年
	石井 哲夫	日本社会事業大学教授	1927-2014
	岡田 正章	明星大学教授	1925-2014
	柏木 恵子	東京女子大学教授	1932-
	清水 俊夫	宝仙学園短期大学教授	1924-2003
	鈴木 政次郎	聖徳学園短期大学教授	1930-
	高城 義太郎	玉川大学教授	1929-
	津守 真	愛育養護学校長	1926-2018
	成田 錠一	名古屋音楽大学教授	1925-
小委員長	平井 信義	大妻女子大学教授	1919-2006
	平山 宗宏	日本総合愛育研究所所長	1928-2022
	山崎 美貴子	明治学院大学教授	1936-
審議協力者	加藤 照子	聖徳学園短期大学助教授	-1999
審議協力者	繁田 輝	豊岡保育園園長（埼玉）	
審議協力者	帆足 英一	都立母子保健院乳児養育科長	1941-
審議協力者	増田 まゆみ	小田原愛児園副園長	1947-
審議協力者	山下 素子	渋谷区立大向保育園園長	

〔備考〕『保育の友』38(7)、1990年、58頁、「保育所保育指針検討小委員会の検討状況について」（『保育の友』38(7)、73頁）、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web NDL Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>、聖徳大学香和会『香和会報』第20号、1999年により作成。

## 6. 『保育所保育指針』（1999年）—第2次改訂

### 6-1. 『保育所保育指針』（1999年）の構成

第1章 総則（1 保育の原理、2 保育内容構成の基本方針）

第2章 子どもの発達（1 子どもと大人との関係、2 子ども自身の発達、3 子どもの生活と発達の援助）

第3章 6か月未満児の保育の内容（1 発達の主な特徴、2 保育士の姿勢と関わりの視点、3 ねらい、4 内容、5 配慮事項）

第4章 6か月から1歳3か月未満児の保育の内容（同上）

第5章 1歳3か月から2歳未満児の保育の内容（同上）

第6章 2歳児の保育の内容（同上）

第7章 3歳児の保育の内容（同上）

第8章 4歳児の保育の内容（同上）

第9章 5歳児の保育の内容（同上）

第10章 6歳児の保育の内容（同上）

第11章 保育の計画作成上の留意事項

第12章 健康・安全に関する留意事項

第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など<sup>94</sup>

## 6-2. 『保育所保育指針』（1999年）の改訂に携わった人びと

表付-7 中央児童福祉審議会保育部会保育所保育指針検討小委員会の構成

	名前	当時の所属	生没年
	網野 武博	上智大学教授	1942-
	井口 貴代	千葉・白井町立桜台保育園園長	
委員長	石井 哲夫	白梅学園短期大学学長	1927-2014
	柏女 壺峰	淑徳大学教授	1952-
	門倉 文子	埼玉・なでしこ保育園園長	
	倉戸 直実	大阪芸術大学短期大学部教授	1938-
	高城 義太郎	鎌倉女子大学特任教授・玉川大学客員教授	1929-
	高野 陽	東洋英和女学院大学教授	1938-
	民秋 言	白梅学園短期大学教授	1940-
	栃尾 勲	立正大学教授	1943-2006
	平山 宗宏	日本子ども家庭総合研究所所長	1928-2022
	増田 まゆみ	小田原女子短期大学教授	1947-

〈備考〉「執筆者一覧」保育所保育指針検討小委員会メンバー／代表 石井哲夫編著『新しい保育所保育指針—その解説と実践へのアプローチ—』チャイルド本社、2006年、頁番号なし（「所属」は、同書執筆時点のもの）、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web NDL Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>により作成。

## 7. 「保育所保育指針」（2008年）—第3次改定

### 7-1. 「保育所保育指針」（2008年）の構成

第1章 総則（1 趣旨、2 保育所の役割、3 保育の原理、4 保育所の社会的責任）

第2章 子どもの発達（1 乳幼児期の発達の特性、2 発達過程）

第3章 保育の内容（1 保育のねらい及び内容、2 保育の実施上の配慮事項）

第4章 保育の計画及び評価（1 保育の計画、2 保育の内容等の自己評価）

第5章 健康及び安全（1 子どもの健康支援、2 環境及び衛生管理並びに安全管理、3 食育の推進、4 健康及び安全の実施体制等）

<sup>94</sup> 厚生省児童家庭局『保育所保育指針』日本保育協会、1999年。

第6章 保護者に対する支援（1 保育所における保護者に対する支援の基本、2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援、3 地域における子育て支援）

第7章 職員の資質向上（1 職員の資質向上に関する基本的事項、2 施設長の責務、3 職員の研修等）<sup>95</sup>

## 7-2. 「保育所保育指針」（2008年）の改定に携わった人びと

表付-8 「保育所保育指針」改定に関する検討会名簿

	名前	当時の所属	生没年
	秋田 喜代美	東京大学大学院教授	1957-
	網野 武博	上智大学教授	1942-
座長	大場 幸夫	大妻女子大学副学長	1936-2011
	柏女 霊峰	淑徳大学教授	1952-
	酒井 治子	東京家政学院大学助教授	1966-
	柴崎 正行	大妻女子大学教授	1951-
	高野 陽	東洋英和女学院大学教授	1938-
	武石 恵美子	法政大学助教授	1960-
	田中 雅道	光明幼稚園園長	
	民秋 言	白梅学園大学教授	1940-
	西村 重稀	仁愛女子短期大学教授	1944-
	普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表	1956-
	帆足 英一	ほあし子どものこころクリニック院長	1941-
	増田 まゆみ	目白大学教授	1947-
座長代理	御園 愛子	みつわ台保育園園長	
	森田 倫代	きらら保育園園長	1956-2019

〔備考〕「「保育所保育指針」改定に関する検討会名簿」「第2回 「保育所保育指針」改定に関する検討会議事要旨」2007年1月10日 (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/01/s0110-5.html> 最終閲覧日 2025/01/11)、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web NDL Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>により作成。

## 8. 「保育所保育指針」（2017年）—第4次改定

### 8-1. 「保育所保育指針」（2017年3月31日厚生労働省告示第107号）の構成

第1章 総則（1 保育所保育に関する基本原則、2 養護に関する基本的事項、3 保育の計画及び評価、4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項）

第2章 保育の内容（1 乳児保育に関わるねらい及び内容、2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容、3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容、4 保育の実施に関して留意すべき事項）

<sup>95</sup> 「保育所保育指針」（2008年3月28日厚生労働省告示第141号）。

第3章 健康及び安全（1 子どもの健康支援、2 食育の推進、3 環境及び衛生管理並びに安全管理、4 災害への備え）

第4章 子育て支援（1 保育所における子育て支援に関する基本的事項、2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援、3 地域の保護者等に対する子育て支援）

第5章 職員の資質向上（1 職員の資質向上に関する基本的事項、2 施設長の責務、3 職員の研修等、4 研修の実施体制等）<sup>96</sup>

## 8-2. 「保育所保育指針」（2017年）の改定に携わった人びと

表付-9 社会保障審議会児童部会保育専門委員会の構成

	名前	当時の所属	生年
副委員長	秋田 喜代美	東京大学大学院教授	1957-
	安達 謙	認定こども園せんりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園園長	1961-
	阿部 和子	大妻女子大学教授	1947-
	大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部教授	1960-
	岡村 宣	認定こども園ポブラの木園長	
	木戸 啓子	倉敷市立短期大学准教授	
委員長	汐見 稔幸	白梅学園大学学長	1947-
	清水 益治	帝塚山大学教授	1962-
	鈴木 みゆき	和洋女子大学教授	1956-
	砂上 史子	千葉大学教育学部准教授	1972
	堤 ちはる	相模女子大学教授	
	寺田 清美	東京成徳短期大学教授	
	橋本 真紀	関西学院大学教授	1965-
	松井 剛太	香川大学准教授	1978-
	三代川 紀子	浦安市立東野保育園副園長	
	村松 幹子	たかくさ保育園園長	
山縣 文治	関西大学教授	1954-	
	和田 紀之	和田小児科医院院長	

〈備考〉社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第1回）「資料1 保育専門委員会の設置について」2015年12月4日、「議事録」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000106924.html> 最終閲覧日 2025/01/13）、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス Web NDL Authorities <https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>により作成。

<sup>96</sup> 「保育所保育指針」（2017年3月31日厚生労働省告示第117号）。